

# 令和2年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会幹事会

日時：令和2年12月23日（水）14:00～15:30

場所：高松サンポート合同庁舎 13F 災害対策室

## 議事次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

(1) 設置要領の改正（案）について 資料1

(2) 令和2年度実施状況報告 資料2

(3) 令和2年度各県部会の取組について 資料3

(4) 令和3年度実施方針（案）について 資料4

(5) 新全国統一指標目標値（案）、地域独自指標等（案）について 資料5  
現状での課題や対応事例等の意見交換

(6) その他

# 令和2年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会 幹事会

日時: 令和2年12月23日(水) 14:00~15:30

場所: 高松サポート合同庁舎 13階 災害対策室

## 説明資料

資料1 四国品確協設置要領の改正(案)について

資料2 令和2年度実施状況報告

資料3 令和3年度実施方針(案)について

資料4 令和2年度各県部会の取組について

資料5 新全国統一指標目標値(案)、地域独自指標等(案)について  
現状での課題や対応事例等の意見交換

別 冊

別添資料 発注関係事務の目標に対する実施状況

# 四国品確協設置要領の改正(案)について

---

四国地方公共工事品質確保推進協議会幹事会

令和2年12月23日

四国地方整備局 企画部技術管理課  
(四国地方公共工事品質確保推進協議会 事務局)



国土交通省 四国地方整備局

# 「四国地方公共工事品質確保推進協議会」設置要領**改正案**

以下、**赤書き:改正案**、斜書き:改正趣旨

(名称)

第1条 本会は、四国地方公共工事品質確保推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を図るため、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が責務を果たすことを目的として、協力体制を強化し、情報交換を行うなど相互に緊密な連携を図り、発注者としての具体的な施策の検討、発注関係事務を適切に実施するための発注者支援の体制づくりの検討を行うとともに地方公共団体等への支援等を行う。

(業務)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 各発注者の発注関係事務の実施状況の把握
- (2) 発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整
- (3) 発注者共通の課題への対応や各種施策の推進
- (4) 地方公共団体等への発注関係事務の支援等及びその運営管理

(委員)

第4条 本協議会は、協議会の主旨に賛同する公共工事発注機関（別紙1に掲げる委員）をもって構成する。

(会長)

第5条 本協議会に、会長を置き、国土交通省四国地方整備局長がこれにあたる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(幹事)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するために協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に、幹事長を置き、国土交通省四国地方整備局企画部長がこれにあたる。

(県部会)

- 第7条 協議会の業務を円滑に推進するため、協議会に徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の各県の部会（以下「県部会」という）を置く。
- 2 県部会に、部会長を置く。
  - 3 部会長は、会務を総理し、県部会を代表する。

(会議)

- 第8条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。
  - 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
  - 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
  - 5 幹事長は、必要がある時は、別紙2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

- 第9条 協議会及び幹事会の事務局は、四国地方整備局企画部技術管理課が関係機関の協力を得て努める。

(雑則) **改正(施行)日を追加。**

- 第10条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。
- 付則 この要領は、平成18年7月12日から施行する。
- 付則 この要領は、平成18年11月13日から施行する。
- 付則 この要領は、平成19年7月18日から施行する。
- 付則 この要領は、平成20年10月24日から施行する。
- 付則 この要領は、平成24年1月31日から施行する。
- 付則 この要領は、平成25年1月28日から施行する。
- 付則 この要領は、平成27年1月26日から施行する。
- 付則 この要領は、平成28年2月10日から施行する。
- 付則 この要領は、平成29年1月17日から施行する。
- 付則 この要領は、平成30年2月1日から施行する。
- 付則 この要領は、平成31年1月30日から施行する。
- 付則 この要領は、令和2年1月30日から施行する。
- 付則 この要領は、令和3年1月28日から施行する。

別紙1 **組織変更等による改正**

第4条関係（委員）

（1）会長：国土交通省 四国地方整備局長

（2）委員：国土交通省 四国地方整備局次長

次長兼総務部長

企画部長

建政部長

港湾空港部長

営繕部長

農林水産省 中国四国農政局 農村振興部長

林野庁 四国森林管理局 計画保全部長

環境省 中国四国地方環境事務所 統括自然保護企画官

高等裁判所 高松高等裁判所 事務局長

財務省 四国財務局 総務部長

国税庁 高松国税局 総務部次長

徳島県 県土整備部長

農林水産部長

香川県 土木部長

農政水産部長

愛媛県 土木部長

農林水産部長

高知県 土木部長

農業振興部長

市町村 市町村長

西日本高速道路(株) 四国支社 建設・改築事業部長

本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター所長

第6条 関係（幹事）

- (1) 幹事長：国土交通省 四国地方整備局 企画部長
- (2) 幹事：国土交通省 四国地方整備局 企画部 技術調整管理官  
企画部 技術開発調整官  
企画部 総括技術検査官  
総務部 契約管理官  
総務部 契約管理官  
建政部 建設産業調整官  
建政部 都市調整官  
河川部 河川調査官  
道路部 地域道路調整官  
港湾空港部 港湾空港企画官  
港湾空港部 事業計画官  
営繕部 営繕調査官  
総括防災調整官
- 農林水産省 中国四国農政局 農村振興部 設計課長  
林野庁 四国森林管理局 計画保全部 治山課長  
環境省 中国四国地方環境事務所 自然環境整備課長  
高等裁判所 高松高等裁判所 事務局 会計課長  
財務省 四国財務局 総務部 会計課長  
国税庁 高松国税局 総務部 営繕監理官  
徳島県 県土整備部 副部長  
農林水産部 農林水産基盤整備局 農山漁村振興課長  
香川県 土木部 次長  
農政水産部 農村整備課長  
愛媛県 土木部 技術監  
農林水産部 農業振興局 農地整備課長  
高知県 土木部 土木技術監兼建設検査長  
農業振興部 農業基盤課長  
市町村 担当部課長等  
西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部 技術審査担当部長  
本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター副所長

【オブザーバー】

- 国土交通省 四国運輸局  
第五管区海上保安本部  
大阪航空局  
警察庁 中国四国管区警察局 四国警察支局  
経済産業省 四国経済産業局  
(独) 水資源機構

# 令和2年度 実施状況報告

- 1)市町村への支援活動について
- 2)令和2年度 四国品確協の取組み状況
- 3)令和2年度 目標の進捗状況

四国地方公共工事品質確保推進協議会幹事会

令和2年12月23日

四国地方整備局 企画部技術管理課  
(四国地方公共工事品質確保推進協議会 事務局)



## 活動状況

実施日	自治体	内容
令和2年8月7日	愛媛県松前町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入札に関する国交省の取り組みについて</li> <li>・契約手続きにおける不正防止対策</li> <li>・入札書の提出と予定価格の作成時期</li> <li>・契約手続き中のミス事例と対応</li> <li>・工事設計書の積算条件等の提示内容</li> </ul>
令和2年10月2日	徳島県阿南市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)について</li> <li>・改正品確法について(背景、発注者の責務等)</li> <li>・災害時における建設業の役割及び重要性</li> <li>・建設業における新型コロナウイルス感染症対策</li> <li>・市区町村向け簡易型(特別簡易型)総合評価方式の概要参加資格要件・評価の仕方</li> </ul>
令和2年10月19日	香川県東かがわ市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模工事における技術力の低い現場代理人配置防止について</li> <li>○改正品確法と発注者の責務について</li> <li>○建設業における新型コロナウイルス感染症対策について</li> </ul>



松前町での活動状況



阿南市での活動状況



東かがわ市での活動状況

引き続き、ご相談・お問合せを受け付けております。お困りの際は、品確協事務局までご連絡ください。  
**四国地方公共工物品質確保推進協議会 事務局（四国地方整備局企画部技術管理課 関、木村）**  
 Tel: 087-811-8311 Mail: skr-hinkaku@mlit.go.jp

## 連携

### ① 県部会を中心として自治体支援活動を実施

- ・各県部会  
 第1回県部会・・・徳島県：R2.7.22 香川県：R2.6.4 愛媛県：R2.6.24 高知県：R2.7.20  
 第2回県部会・・・徳島県：R2.12.18 香川県：R2.11.11 愛媛県：R2.11.4 高知県：R2.11.20,26,27
- ・各県部会によるキャラバンを実施(香川県：1市、愛媛県：1市、高知県：第2回県部会に合わせ開催)
- ・発注関係事務の実施状況(R2)について把握・公表
- ・発注関係事務に関する全国統一の指標を把握・公表
- ・発注見通しの公表 ……4県、95市町村、国関係14機関、4特殊法人のHPリンクを公表中
- ・発注見通し統合版の公表 ……4県、95市町村、国関係14機関、4特殊法人の情報を県別に統合して公表中
- ・入札不調・不落状況の把握・・・定期的(毎月)に『四国ブロック不調不落対策ホットライン』として不調・不落情報の報告

## 臨場

### ② 自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の活用推進 (11月末時点)

- 整備局
- ・ 7～ 9月 臨場11名( 5自治体)5工事
  - ・ 10～12月 臨場11名( 5自治体)9工事
  - ・ 1～ 2月 臨場検査取組中

### 各県

- ・徳島県：なし ※新型コロナ感染拡大の影響により実施を見合わせ
- ・香川県：9市町 25名
- ・愛媛県：なし ※新型コロナ感染拡大の影響により実施を見合わせ
- ・高知県：1町 1名

### 合計

20自治体 48名 (延べ)

## 研修

### ③ 国・県等の既存研修制度等の活用推進

徳島県：155名(5研修等)、香川県：83名(4研修等)、愛媛県：468名(3研修等)、高知県：89名(3研修等)  
 整備局：24名※県職員も含む(4研修)

合計 819名

## 派遣

### ④ 総合評価方式において国・県の職員等を学識経験者として活用推進 (12月末時点)

各県 県職員等を学識者として派遣した市町  
 徳島県：8市町、香川県：6市町、愛媛県：9市町、高知県：4市町

## 協議会の令和2年度目標

### 1 施工時期の平準化

更なる平準化のための意識向上を目的とし、国等・県は0.8以上、市町村は0.6以上を当面の目標とする。ただし平準化率の公表にあたっては、国等・県・市を含めた地域ブロック単位及び各県域単位の平準化率で公表する。

これに向け、各発注機関は平準化の取組みの推進に努める。

### 2 発注見通しの公表時期・頻度

統合・公表の時期は四半期毎(4/1、7/1、10/1、1/1)とする。また、補正予算成立時は協議会員からの要請に応じて適宜追加公表する。

### 3 適正な設計変更

市町村においても設計変更ガイドラインを策定し、適正な設計変更に努める。

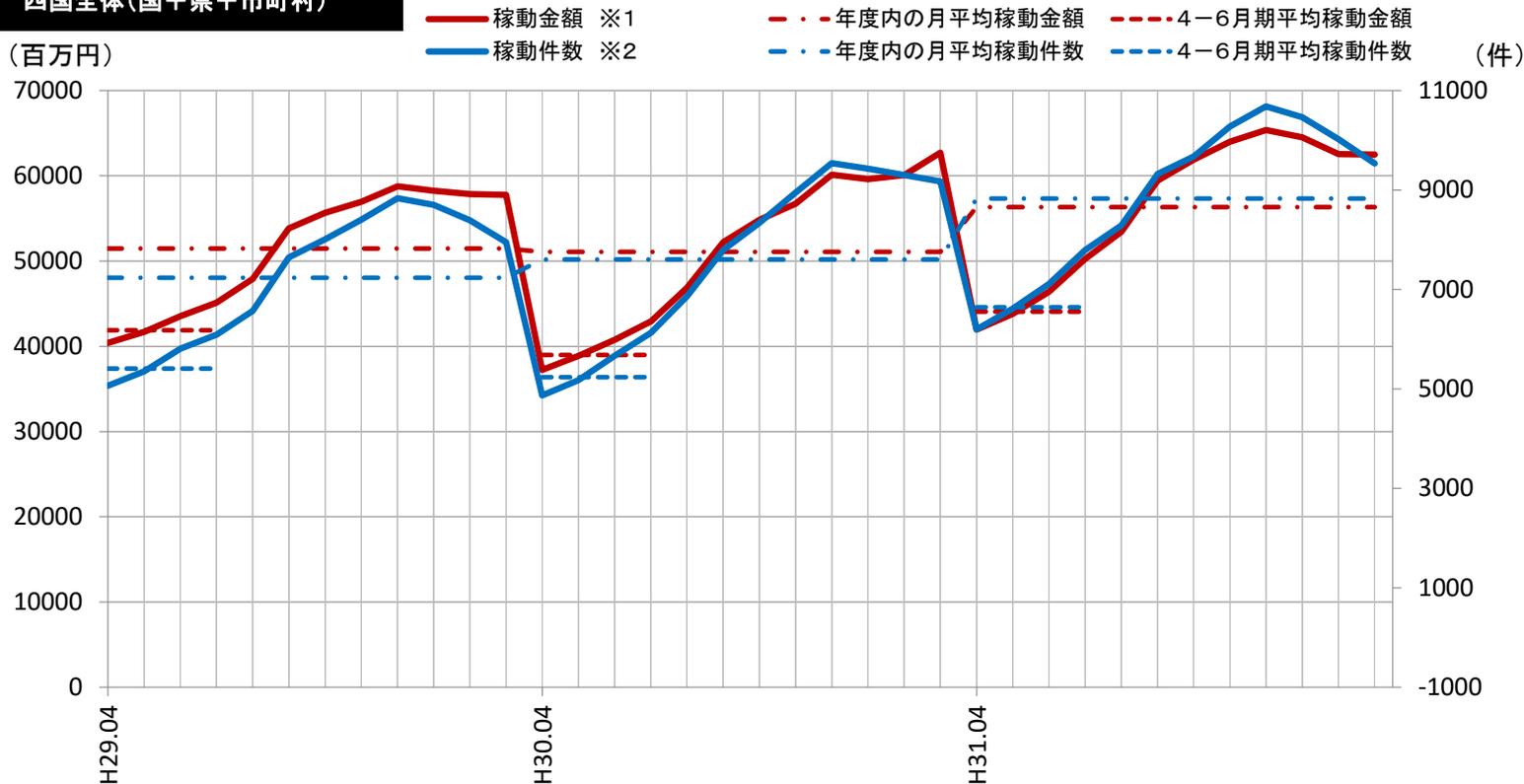
## 1 施工時期の平準化の状況 【四国全体】

### 定義

$$\text{平準化率【件数(金額)】} = \frac{\text{(4月-6月)の月平均 工事稼働件数(金額)}}{\text{(当該年度)の月平均 工事稼働件数(金額)}}$$

※数値が大きいほど平準化は進んでいる。

四国全体(国+県+市町村)



国・県・市町		団体の数		
		H29	H30	R1
平準化率【件数】	0.9以上	14 団体	12 団体	18 団体
	0.8~0.9未満	14 団体	11 団体	18 団体
	0.7~0.8未満	12 団体	9 団体	20 団体
	0.6~0.7未満	20 団体	17 団体	23 団体
	0.6未満	50 団体	61 団体	31 団体

国・県・市町		団体の数		
		H29	H30	R1
平準化率【金額】	0.9以上	18 団体	20 団体	20 団体
	0.8~0.9未満	18 団体	11 団体	15 団体
	0.7~0.8未満	18 団体	10 団体	21 団体
	0.6~0.7未満	16 団体	16 団体	15 団体
	0.6未満	40 団体	53 団体	39 団体

	平準化率【四国全体】 (4月-6月)月平均 / (当該年度)月平均		
	H29	H30	R1
件数	0.75	0.69	0.75
金額	0.81	0.76	0.78

※工事実績情報システムより500万円以上の工事を抽出

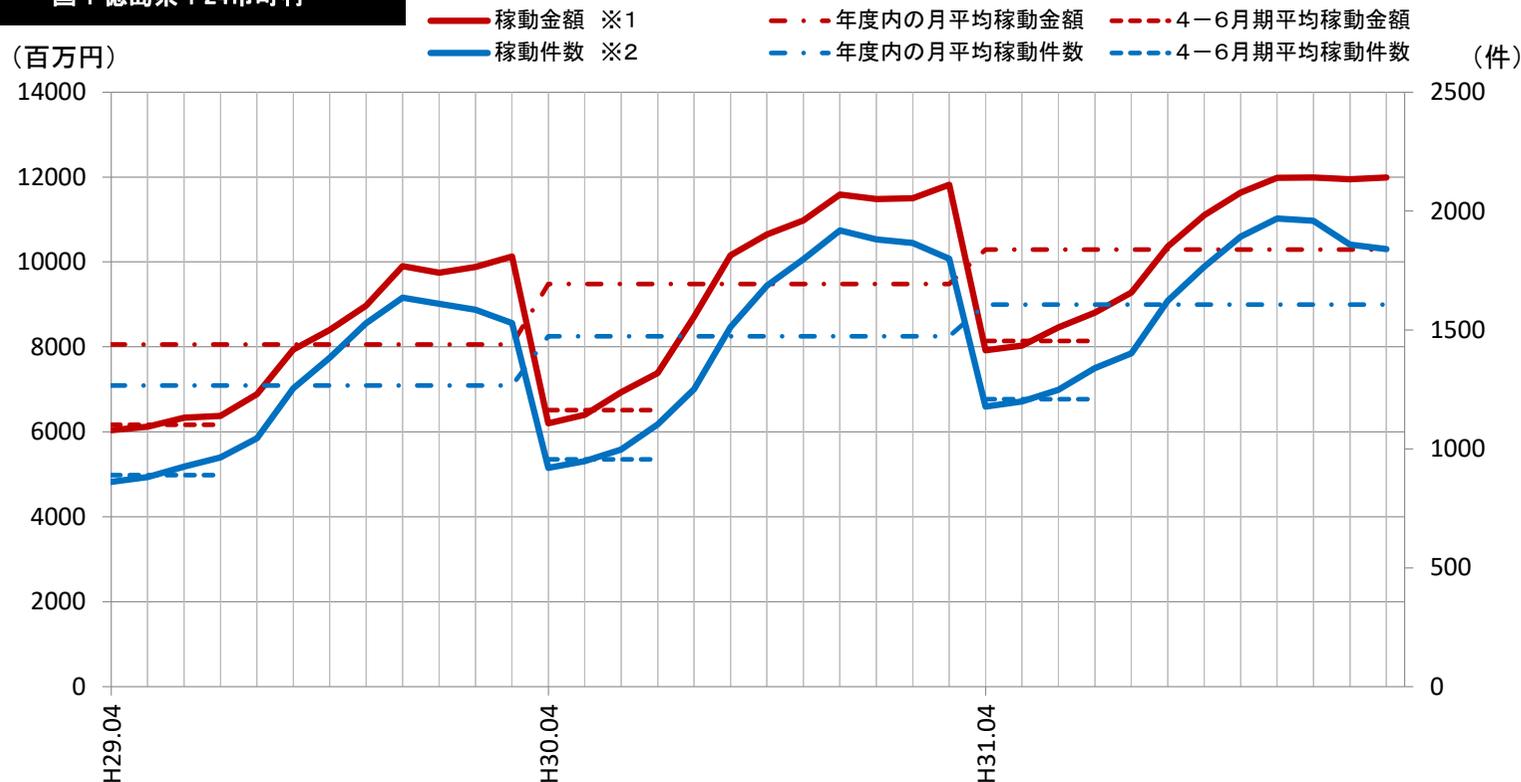
## 1 施工時期の平準化の状況 【徳島県】

### 定義

$$\text{平準化率【件数(金額)】} = \frac{\text{(4月-6月)の月平均 工事稼働件数(金額)}}{\text{(当該年度)の月平均 工事稼働件数(金額)}}$$

※数値が大きいほど平準化は進んでいる。

国+徳島県+24市町村



国・県・市町		団体の数		
		H29	H30	R1
平準化率【件数】	0.9以上	6 団体	2 団体	8 団体
	0.8~0.9未満	2 団体	2 団体	1 団体
	0.7~0.8未満	2 団体	1 団体	4 団体
	0.6~0.7未満	7 団体	7 団体	4 団体
	0.6未満	9 団体	14 団体	9 団体

国・県・市町		団体の数		
		H29	H30	R1
平準化率【金額】	0.9以上	3 団体	4 団体	5 団体
	0.8~0.9未満	4 団体	3 団体	5 団体
	0.7~0.8未満	5 団体	2 団体	4 団体
	0.6~0.7未満	4 団体	5 団体	4 団体
	0.6未満	10 団体	12 団体	8 団体

平準化率【国+県+24市町村】 (4月-6月)月平均/(当該年度)月平均

	H29	H30	R1
件数	0.70	0.65	0.75
金額	0.76	0.69	0.79

※工事実績情報システムより500万円以上の工事を抽出

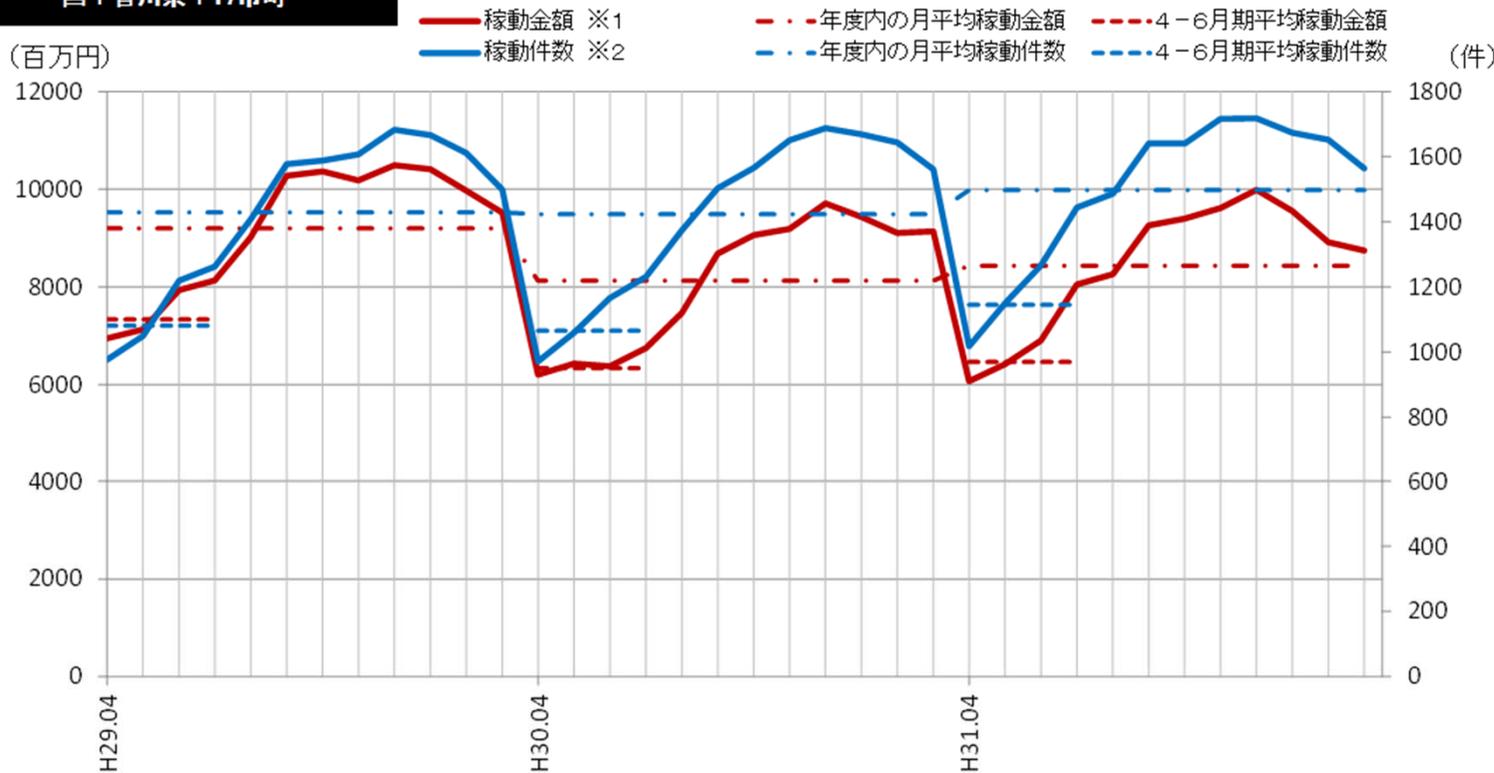
## 1 施工時期の平準化の状況 【香川県】

**定義**

$$\text{平準化率【件数(金額)】} = \frac{\text{(4月-6月)の月平均 工事稼働件数(金額)}}{\text{(当該年度)の月平均 工事稼働件数(金額)}}$$

※数値が大きいほど平準化は進んでいる。

国+香川県+17市町



平準化率【国+県+17市町】 (4月-6月)月平均 / (当該年度)月平均

	H29	H30	R1
<b>件数</b>	<b>0.76</b>	<b>0.75</b>	<b>0.76</b>
<b>金額</b>	<b>0.80</b>	<b>0.78</b>	<b>0.77</b>

国・県・市町		団体の数		
		H29	H30	R1
平準化率【件数】	0.9以上	1 団体	1 団体	1 団体
	0.8~0.9未満	4 団体	2 団体	1 団体
	0.7~0.8未満	0 団体	2 団体	3 団体
	0.6~0.7未満	2 団体	2 団体	8 団体
	0.6未満	12 団体	12 団体	6 団体

国・県・市町		団体の数		
		H29	H30	R1
平準化率【金額】	0.9以上	3 団体	4 団体	4 団体
	0.8~0.9未満	4 団体	1 団体	2 団体
	0.7~0.8未満	4 団体	3 団体	4 団体
	0.6~0.7未満	3 団体	1 団体	3 団体
	0.6未満	5 団体	10 団体	6 団体

※工事実績情報システムより500万円以上の工事を抽出

## 1 施工時期の平準化の状況 【愛媛県】

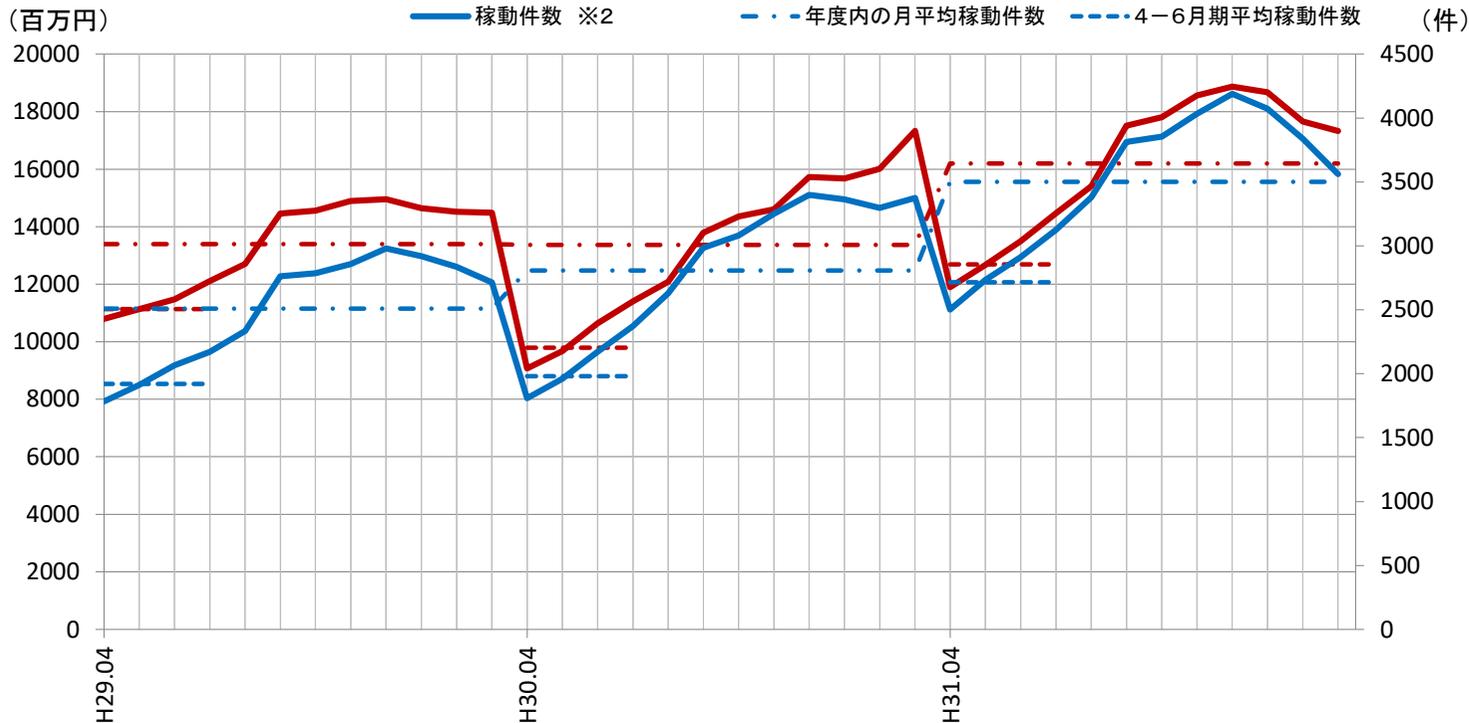
**定義**

$$\text{平準化率【件数(金額)】} = \frac{\text{(4月-6月)の月平均 工事稼働件数(金額)}}{\text{(当該年度)の月平均 工事稼働件数(金額)}}$$

※数値が大きいほど平準化は進んでいる。

国+愛媛県+県内20市町

— 稼働金額 ※1      - - - 年度内の月平均稼働金額      - - - 4-6月期平均稼働金額  
— 稼働件数 ※2      - - - 年度内の月平均稼働件数      - - - 4-6月期平均稼働件数



平準化率【国+県+20市町】 (4月-6月)月平均 / (当該年度)月平均

	H29	H30	R1
<b>件数</b>	<b>0.76</b>	<b>0.71</b>	<b>0.78</b>
<b>金額</b>	<b>0.83</b>	<b>0.73</b>	<b>0.78</b>

国・県・市町		団体の数		
		H29	H30	R1
平準化率【件数】	0.9以上	4 団体	2 団体	2 団体
	0.8~0.9未満	2 団体	3 団体	8 団体
	0.7~0.8未満	4 団体	5 団体	7 団体
	0.6~0.7未満	4 団体	2 団体	2 団体
	0.6未満	8 団体	10 団体	3 団体

国・県・市町		団体の数		
		H29	H30	R1
平準化率【金額】	0.9以上	2 団体	5 団体	6 団体
	0.8~0.9未満	3 団体	1 団体	4 団体
	0.7~0.8未満	4 団体	0 団体	4 団体
	0.6~0.7未満	2 団体	6 団体	4 団体
	0.6未満	11 団体	10 団体	4 団体

※工事実績情報システムより500万円以上の工事を抽出

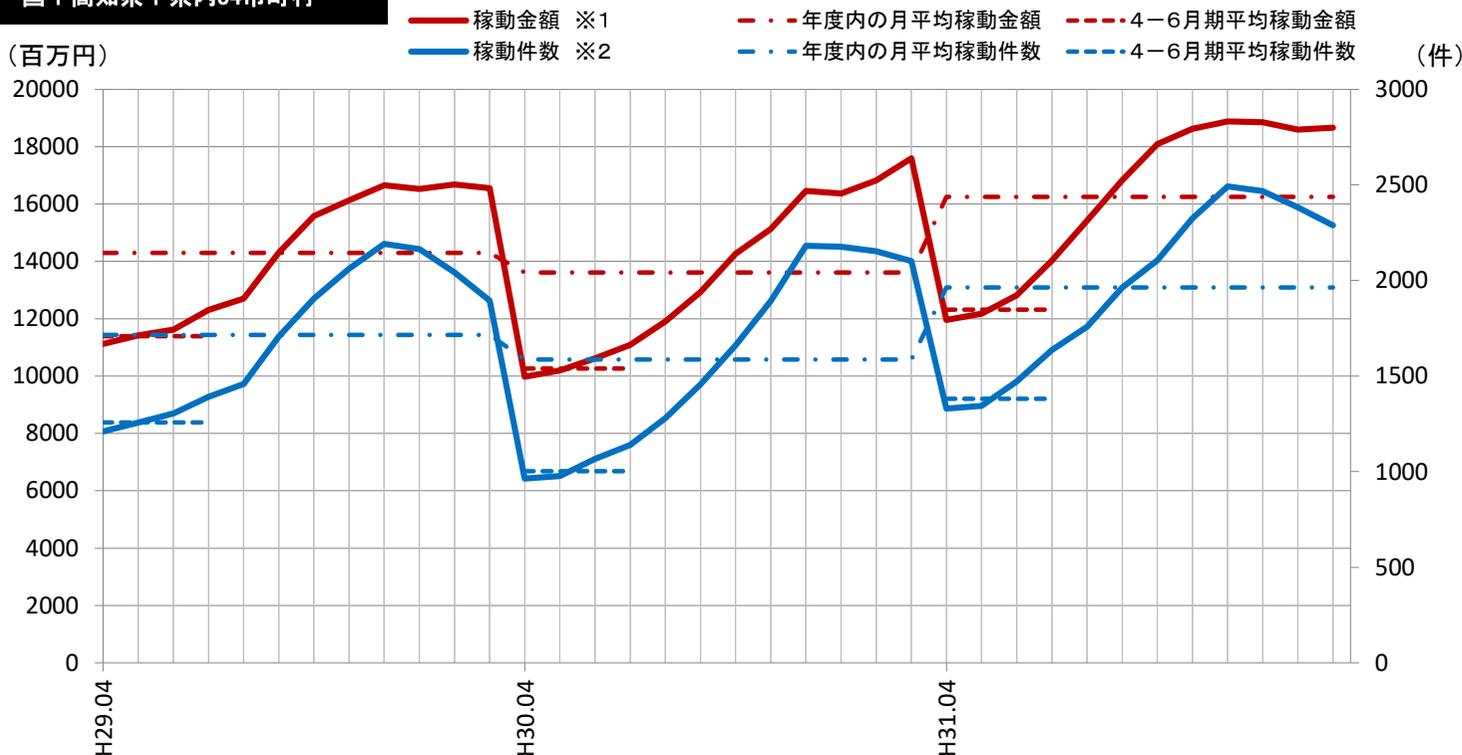
## 1 施工時期の平準化の状況 【高知県】

### 定義

$$\text{平準化率【件数(金額)】} = \frac{\text{(4月-6月)の月平均 工事稼働件数(金額)}}{\text{(当該年度)の月平均 工事稼働件数(金額)}}$$

※数値が大きいほど平準化は進んでいる。

国+高知県+県内34市町村



平準化率【国+県+34市町村】 (4月-6月)月平均 / (当該年度)月平均

	H29	H30	R1
件数	0.73	0.63	0.70
金額	0.80	0.75	0.76

国・県・市町		団体の数		
		H29	H30	R1
平準化率【件数】	0.9以上	2 団体	5 団体	5 団体
	0.8~0.9未満	6 団体	3 団体	9 団体
	0.7~0.8未満	5 団体	1 団体	4 団体
	0.6~0.7未満	7 団体	6 団体	8 団体
	0.6未満	16 団体	21 団体	10 団体

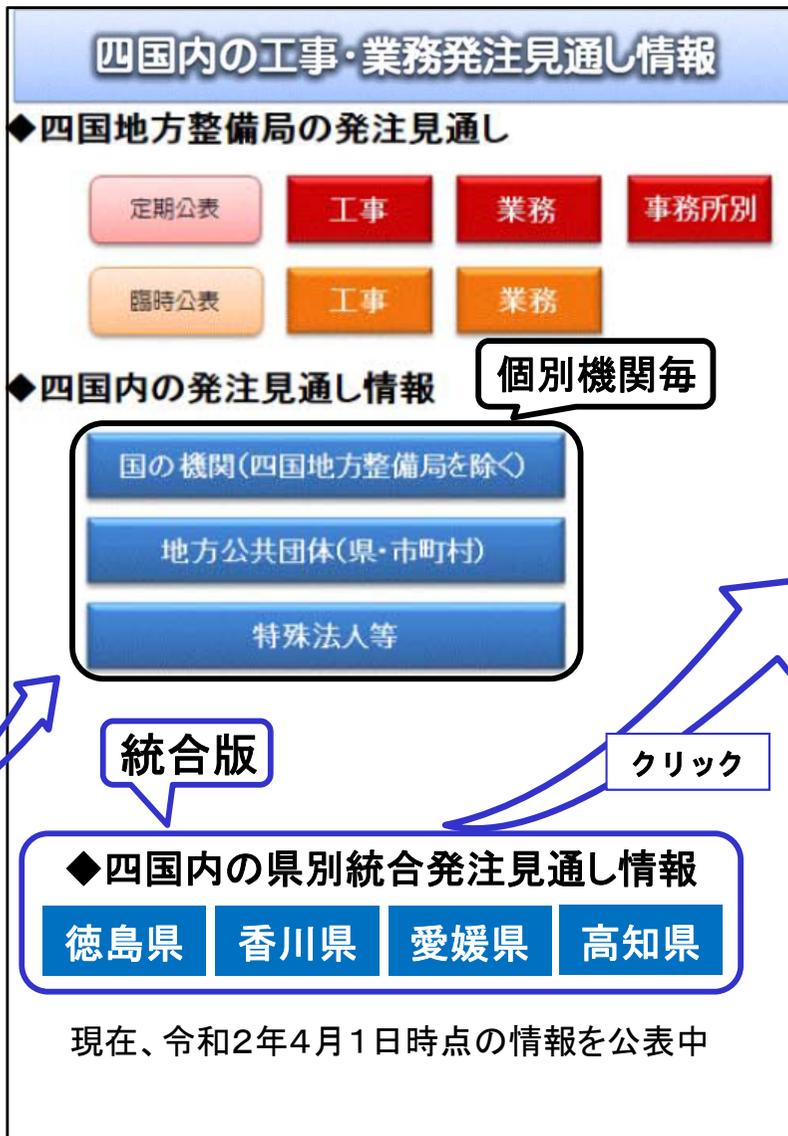
国・県・市町		団体の数		
		H29	H30	R1
平準化率【金額】	0.9以上	4 団体	6 団体	5 団体
	0.8~0.9未満	7 団体	5 団体	5 団体
	0.7~0.8未満	5 団体	4 団体	7 団体
	0.6~0.7未満	4 団体	3 団体	2 団体
	0.6未満	16 団体	18 団体	17 団体

※工事実績情報システムより500万円以上の工事を抽出

## 2 発注見通しの公表時期と頻度

○「発注関係事務の運用に関する指針」の改正に基づき、**令和2年度より四半期毎に統合公表を実施。**

四国地整HP(トップページ)



## ■四国内の県別発注見通し一覧表

平成29年度 徳島県内建設工事発注見通し一覧表

○この一覧表は、平成29年度に徳島県内で発注する予定の建設工事について、各発注機関が公表している発注見通し情報を平成29年10月1日時点の発注見通しの更新頻度により異なる場合があります。最新情報は、各発注機関のホームページ等でご確認ください。

○この一覧表の対象となる発注機関は、下記のとおりです。

国土交通省、四国森林管理局、第五管区海上保安本部、中国四国地方建設事務所

徳島県

徳島県内市町村

○記載内容の詳細情報は、各発注機関のホームページ等でご確認ください。

○記載内容についてはお問い合わせは、各発注機関へお願いします。

○随時更新については、「発注時期」と記載してあります。

○ここに記載している工事が発注されない場合や記載していない工事が発注される場合、また、実際に発注する工事がこの記載内容と異なる場合があります。

No.	発注機関	担当部署等	発注時期	入札・契約方法	工事名	市町村名	工事箇所	工事種別
1	国土交通省	〇〇事務所	第3四半期	一般競争入札(総合評価)	平成29年度 〇〇橋下部工事	〇〇市	〇〇地先	土木一式工事

Excelデータをダウンロードして必要なデータの抽出、並替え等の加工等が可能

(様式1) 工事の発注の見通しについて

平成29年10月1日現在

番号	発注機関	部署	事務所名	工事名	工事場所	工事期間	工事種別	工事概要	入札及び契約の方法	入札予定時期	備考
1											
2											

○参加機関：国及び関連機関を併せた「17機関」

- 「徳島県」と徳島県内の「全24市町村」
- 「香川県」と香川県内の「全17市町」
- 「愛媛県」と愛媛県内の「全20市町」
- 「高知県」と高知県内の「全34市町村」

**全116団体 公表率100%**

(注1) 公表工事は、予定価格が250万円を超えると見込まれるものが対象である。

「企画部」→「四国内の工事・業務発注見通し情報について」をクリック

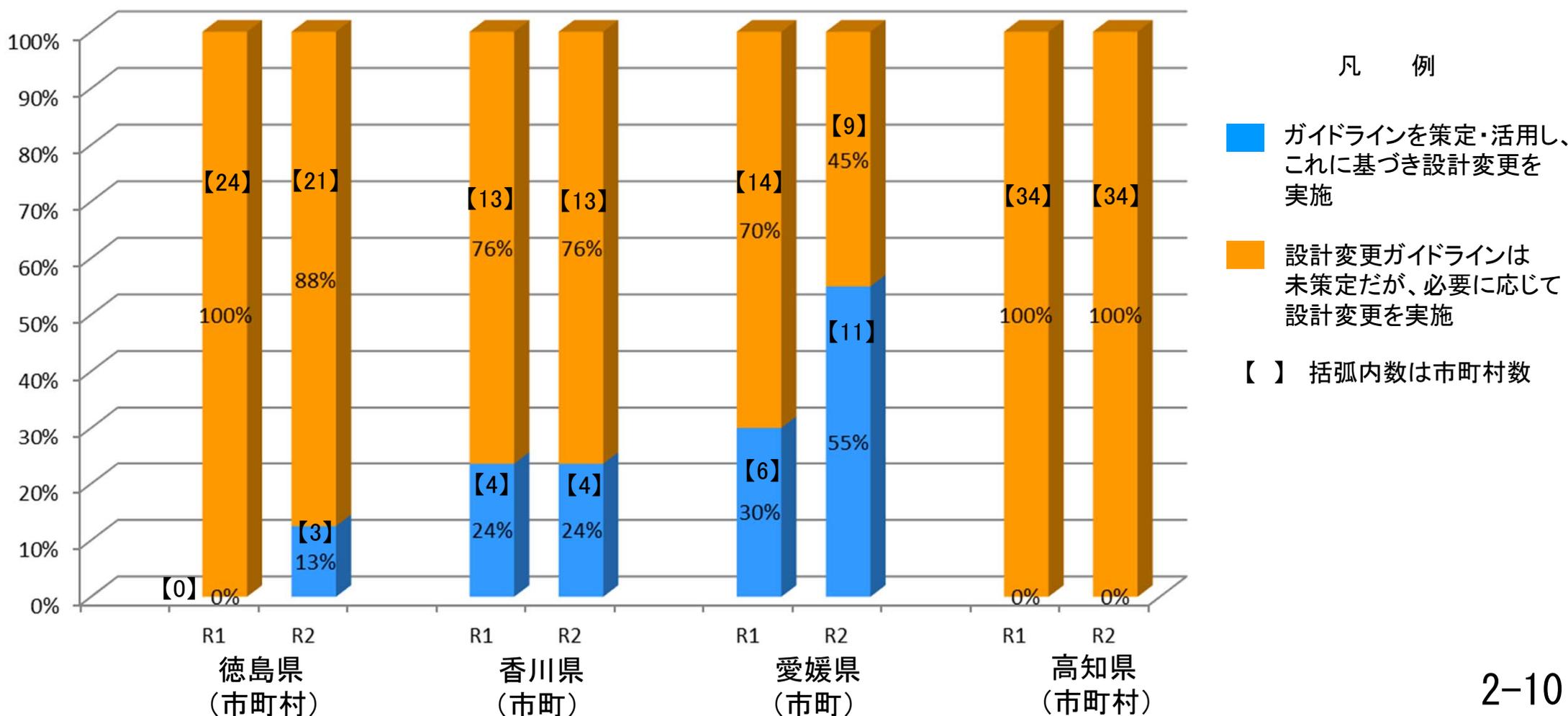
## 3 適正な設計変更

○整備局、4県は設計変更ガイドラインを策定済み。

○令和2年度の策定状況 ・徳島県内では、3市がガイドラインを策定。（策定率13%）

・愛媛県内では、4市1町がガイドラインを策定。（策定率55%）

設計変更ガイドラインの策定・活用状況



# 令和2年度各県部会の取組について

---

四国地方公共工事品質確保推進協議会幹事会

令和2年12月23日

四国地方整備局 企画部技術管理課  
(四国地方公共工事品質確保推進協議会 事務局)

# 令和2年度 徳島県部会の取組について



## ■ 県部会の開催

### ◆ 県部会

- ・第1回 令和2年 7月22日(実施方針・目標設定・活動内容について)
- ・第2回 令和2年12月18日(実施状況の把握, 公表)

## ■ 発注関係事務の実施状況 R2.11.30時点 ～【県, 県内全24市町村(25発注機関)】～

### ◆ 必ず実施すべき事項

#### ○ 予定価格の適切な設定

- ・最新の積算基準(R2)の適用
- ・最新の労務単価等の適用
- ・適切な工期(履行期間)の設定

#### ○ 歩切りの根絶

#### ○ 低入札調査基準価格等の設定・活用の徹底等

- ・低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定
- ・予定価格等の原則事後公表

#### ○ 適切な設計変更

#### 「工事」

#### 「業務」

25/25

25/25

25/25

25/25

25/25

25/25

25/25

25/25

25/25

12/25

1/25

1/25

内訳書提出確認

工事(25/25)

業務(9/25)

25/25

25/25

# 令和2年度 徳島県部会の取組について



## ■発注関係事務の実施状況 R2.11.30時点 ～【県, 県内全24市町村(25発注機関)】～

### ◆実施に努める事項

	【工事】
○工事の性格等に応じた入札契約方式の選定・活用	
・総合評価方式の導入	23/25
・工事成績評定の実施	25/25 → 今年度達成
○発注や施工時期の平準化	
・発注, 施工時期等の平準化	25/25
・HPでの発注見通し情報の共有化	25/25
○入札不調・不落時の見積もりの活用等	
・入札時に見積もり活用	25/25
○受注者との情報共有や協議の迅速化等	
・ワンデーレスポンス又は三者会議等の実施	25/25

## ■主な活動内容について

### ◆発注関係事務の目標設定・実施状況の把握公表について

○【必ず実施すべき事項】・【実施に努める事項】・【全国統一指標】の公表

### ◆発注見通し情報の統合及び公表について

○徳島県部会統合版を年2回から年4回の公表に拡充(4月、7月、10月、1月)

# 令和2年度 徳島県部会の取組について



## ■ 主な活動内容について

### ◆ 市町村への技術力向上のための取組み

#### ○ 土木技術者を対象とした各種研修の開催

- ・技術管理等説明会(積算基準等の説明)
- ・土木技術者職員研修(新規採用者向け)
- ・土木技術者職員研修(係長者向け)
- ・土木技術者専門研修
- ・ICT活用技術講習会

→ R2実績(24市町村中)  
5研修 延べ参加者 155名

#### ○ 県工事における臨場検査の実施

→ R1実績  
2市町

### ◆ 市町村への負担軽減のための取組

#### ○ 入札参加資格審査申請の市町村との共同受付

- ・市町村の事務の合理化・効率化

→ R2実績(24市町村中)  
→ 24市町村 (R3.1に1町追加予定)

#### ○ 電子入札システムの共同利用

- ・業務の効率化, システム導入費及び運用経費の削減

→ 11市町 (R2に1町追加、R3から3町追加予定)

### ◆ 市町村への個別支援

#### ○ 市町村キャラバンの実施

- ・電子入札システムの説明

→ R2実績(24市町村中)  
→ 2町(那賀町、海陽町)

#### ○ 市町村が実施する総合評価の意見聴取について

- ・県の担当者への意見聴取

→ R1実績(24市町村中)  
→ 8市町 延べ件数 99件

# 令和2年度香川県部会の取組み

## 「四国地方公共工事品質確保推進協議会香川県部会 令和2年度実施計画」

6/4承認

### ①相談窓口の設置

市町用相談窓口を県内及び各土木事務所に設置

入札・契約に関すること	土木監理課の課長補佐
技術に関すること	技術企画課、農村整備課、営繕課の課長補佐 各土木事務所の防災・監督主幹

### ②基準等に関する支援

基準等の策定の一助となるよう、国や県の基準が掲載されているHPを紹介するなど、要望があれば個別に説明

例	<ul style="list-style-type: none"><li>・総合評価落札方式の評価項目の選定方法等</li><li>・監督技術基準、技術検査基準</li><li>・工事成績評定、業務成績評定</li></ul>
---	--

### ③県の工事(竣工検査)への臨場

専門的知識の習得や技術力向上のため、竣工検査への臨場を可能に

対象工事	各土木事務所で1工事は確保 工種:建築、設備(電気等)、下水道工事を検討 回数:実施回数の増加を検討
実施期間	7月～11月を予定



竣工検査臨場 実施状況



キャラバン実施状況

### ④発注見通しの統合及び公表

今年度も継続して実施、なお業務についても順次公表(業務は今年4月から取組開始)

### ⑤市町キャラバンの実施

市町の求めに応じ、個別の事情に応じた的確な支援を、国と県が市町に赴いて実施  
(令和元年度は3団体、今年度は1団体において開催し、国と県が赴き支援)

# 令和2年度香川県部会の取組み

## ⑥県が行う支援

- ・「香川県公共工事契約業務連絡協議会」の開催  
全市町が参加し、契約関係事務に係る情報を共有化
- ・市町の総合評価委員会に委員として県職員を派遣  
6市町から委嘱(H29からR元年度は6市町に派遣、今年度も既に3市町に派遣)
- ・土木技術職員スキルアッププランの公表

[https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/13441/skill\\_up\\_plan\\_202004\\_1.pdf](https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/13441/skill_up_plan_202004_1.pdf)



公契連協議会 開催状況

## ⑦(公財)香川県建設技術センターが行う支援

- ・県市町建設技術職員研修を実施  
17回開催(R元年度18回延べ163名、今年度17回延べ179名参加)

[http://www.kengi.net/kensyu\\_yotei/yotei.html](http://www.kengi.net/kensyu_yotei/yotei.html)

[http://www.kengi.net/kensyu\\_jisseki/jisseki.html](http://www.kengi.net/kensyu_jisseki/jisseki.html)



建設技術職員研修 実施状況

# 発注関係事務の実施(達成)状況 県+17市町

全国統一の指標	現状の指標分類				
●適正な予定価格の設定	a	b	c	d	e
最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の適応状況	18/18	—	—		
単価の更新頻度	18/18	—	—	—	—
●適切な設計変更	a		b		c
改正品確保を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況	5/18		13/18		—
設計変更の実績工事率(R元年度実績)	7/18		11/18		—
●施工時期の平準化	a	b	c	d	e
平準化率(R元年度実績)件数	2/18	0/18	3/18	7/18	6/18
金額	4/18	2/18	4/18	2/18	6/18

# 発注関係事務の実施(達成)状況 県+17市町

必ず実施すべき事項(工事・業務)	実施(達成)工事	実施(達成)業務
● 予定価格の適正な設定		
最新の積算基準の適用	18/18	18/18
最新の労務単価等の適用	18/18	18/18
適正な工期の設定	18/18	18/18
● 歩切りの根絶	18/18	18/18
● 低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等		
低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定	18/18	4/18 一部実施2/18
予定価格の原則事後公表	9/18 一部実施2/18	12/18
● 適切な設計変更	18/18	18/18

実施に努める事項(工事)	実施(達成)
● 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用	
総合評価方式の導入	17/18
工事成績評定の導入	9/18
● 発注や施工時期の平準化	
年度当初からの予算執行の徹底	18/18
HP上における発注見通しの公表	18/18
適切な工期の設定(余裕期間の設定又は週休二日の確保等による不稼働日等を考慮)	18/18
● 入札不調・不落時の見積りの活用等	17/18 該当なし1/18
● 受注者との情報共有、協議の迅速化	
受注者からの協議等について速やかかつ適切な回答に努める	18/18
設計変更の妥当性等について受注者と協議する場を必要に応じて設ける	18/18 3-6

## 県部会の開催

- 第1回 6月26日（書面開催） 取組方針の確認、目標設定、国・県の取組紹介、市町の課題抽出など  
第2回 11月4日 発注関係事務の実施状況把握、国・県からの情報提供、意見交換など

## 発注者間（県・市町）の連携・支援



- ・ 松前町 (テーマ) **入札契約の透明性の向上**
- ・ 宇和島市 (テーマ) **総合評価落札方式の導入支援**



- ・ 県市町間の技術職員の交流  
(県→2市2町、2市→県 各1名)



- ・ 土木職員技術研修
- ・ 工事検査実地研修
- ・ **社会基盤メンテナンスエキスパート養成講座**



- ・ **高度技術を要する橋梁工事を県が受託** (1市)
- ・ 市町の道路施設点検を県が受託 (5市町)
- ・ 離島の県道パトロールを町に委託 (1町)
- ・ 降雪時の道路の交換除雪の実施 (1市)
- ・ 道路異常等の情報提供、窓口一元化 (1市)



- ・ 入札制度や積算基準等の情報提供 (20市町)
- ・ 総合評価学識経験者意見聴取の共同実施 (19市町)
- ・ **電子入札システムの共同利用** (17市町)
- ・ 成績評定システムのデータ提供 (10市町)



- ・ 業務に関する相談窓口を設置  
(県庁及び5地方機関)

## 令和2年度の協議会目標に対する取組状況

- 1 施工時期の平準化（国等・県は0.8以上、市町は0.6以上を当面の目標として取組みの推進に努める。）  
平準化率（R元年度 件数） **県 0.79 市町全体 0.76 (0.6以上の市町数17 (全市町の85%) )**
- 2 発注見通しの公表時期・頻度（四半期毎、補正予算等は協議会の要請に応じ公表）  
工事は第1四半期、業務は第3四半期から**全機関**（県+20市町）で**公表**開始
- 3 適正な設計変更（市町における設計変更ガイドラインの策定、適正な設計変更）  
設計変更ガイドラインを**18市町**（全20市町の**90%**）で策定予定（R2年度末）

# 令和2年度 愛媛県部会の取り組み

## 発注関係事務の実施状況 (県+20市町の目標(「一部実施」以上)設定機関数と目標達成(「一部実施」以上)状況)

必ず実施すべき事項	工事	業務
<b>予定価格の適正な設定</b>	21 <b>達成</b>	21 <b>達成</b>
①最新の積算基準の適用	21	21
②最新の労務(技術者)単価等の適用(年度途中で改定があった場合は見直す)	21	21
③適正な工期(履行期間)の設定	21	21
<b>歩切りの根絶(全ての工事(業務)で歩切りなし)</b>	21 <b>達成</b>	21 <b>達成</b>
<b>低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等</b>	7 <b>達成</b>	5 <b>達成</b>
①低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定	21	5
②予定価格の原則事後公表	7	5
<b>適切な設計変更(施工(設計)条件の変化等に応じた適切な設計変更)</b>	21 <b>達成</b>	21 <b>達成</b>
実施に努める事項	工事	
<b>工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用</b>	21 <b>達成</b>	
①総合評価落札方式の導入	21	
②工事成績評定の実施	21	
<b>発注や施工時期の平準化</b>	7 <b>達成</b>	
①年度当初からの予算執行の徹底	21	
②HP上における発注見通しの公表	21	
③適切な工期の設定(余裕期間設定又は週休2日の確保等による不稼働日等を考慮)	7	
<b>入札不調・不落時の見積もりの活用等</b>	19 <b>達成</b>	
<b>受注者との情報共有や協議の迅速化等</b>	19 <b>達成</b>	
①ワンデーレスポンス又は三者会議の実施	19	
②設計変更の妥当性等について受注者と協議する場を必要に応じて設ける	21	

全国統一指標	現状の指標分類				
適正な予定価格の設定	a	b	c	d	e
①最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)	15	6	-	-	-
②単価の更新頻度	-	21	-	-	-
適切な設計変更	a	b	c	c	
①改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況	12		9	-	
②設計変更の実績工事率(R元年度実績)	11		10	-	
施工時期の平準化	a	b	c	d	e
①平準化率(R元年度実績)件数	2	7	7	2	3

## 1. 県部会の開催（対象：34市町村、県、国）

◆第1回 R2.7.12（書面開催）

◆第2回 R2.11.20、11.26、11.27（出席：30市町村、県、国 計64名出席）

※第2回は、新型コロナウイルス対応に加え、課題の共有・改善策等について、より実務的な意見交換ができるよう、県内3会場で分割開催

## 2. 発注関係事務の実施状況（R2.11.30時点）

必ず実施すべき事項	工事	業務
① 予定価格の適正な設定	35 / 35	35 / 35
② 歩切りの根絶	35 / 35	35 / 35
③ 低入札調査基準又は最低制限価格の設定	35 / 35	20 / 35
④ 予定価格の事後公表	31 / 35 ※一部実施を含む	30 / 35 ※一部実施を含む
⑤ 適切な設計変更	35 / 35	35 / 35

実施に努める事項	工事
① 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用（総合評価方式の制度化）	14 / 35
② 発注や施工時期の平準化	
・ 各発注者の実情に見合った端境期対策	35 / 35
・ 地区単位での発注見通しの公表（HPでの公表）	25 / 35
・ 適切な工期の設定（余裕期間の設定、不稼働日数の考慮等）	35 / 35
③ 受注者との情報共有、協議の迅速化	
・ ワンデーレスポンス・三者会議の実施	29 / 35

※一部実施を含む

## 3. 発注見通し情報共有

- 団体別（34市町村、県）の個別公表（年2回）及び統合公表（年4回）の実施

## 4. 市町村キャラバン

- 市町村の実務担当者との意見交換会  
→ 第2回県部会を兼ねて県下3会場で開催  
（11/20県中部、11/26県西部、11/27県東部）

## 5. 問い合わせ窓口の活用

- 県部会事務局（土木部土木政策課）内に設置。
- 問い合わせ内容に応じ、適切に対応できる担当部署への取次ぎを実施。  
（入札・契約、積算、検査等）

## 6. 各種支援等の継続

- 積算基準・単価、その他技術関係通達などについて、情報提供。
- 積算基準の改定や若手職員、市町村職員を対象とした研修の継続。
- （公社）高知県建設技術公社による発注者支援業務  
積算システムの提供・ヘルプデスク  
建設工事に係る積算・監督・検査業務
- ICT活用工事発注者研修会の開催

# 令和3年度実施方針(案) について

---

四国地方公共工事品質確保推進協議会幹事会

令和2年12月23日

四国地方整備局 企画部技術管理課  
(四国地方公共工事品質確保推進協議会 事務局)



国土交通省 四国地方整備局

## 1. 公共工事の品質確保の促進に向けた取組

現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、各発注者が改正品確法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて、発注関係事務を適切かつ効率的に実施する。

## 2. 発注者間の連携や調整

- ①各発注者の発注関係事務の実施状況を把握・公表
- ②発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整
- ③発注者共通の課題への対応や各種施策の推進

## 3. 地方公共団体等への発注関係事務の支援等及びその運営管理

- ・ 四国品確協活動状況及び発注関係事務の実施状況の把握結果を踏まえた国・県の個別支援（キャラバン）
- ・ 地公体が抱える課題に対する解決策の提案や、国の施策の地公体への浸透、展開
- ・ 品質確保関係相談窓口（国・県）の活用
- ・ 工事検査・成績評定の臨場の活用
- ・ 国・県等の既存研修制度の活用及び講習会の開催
- ・ 国・県の職員等を学識経験者として活用
- ・ 国・県による市町村との意見交換の実施等（場合によっては地区別県部会の開催等）

# ◆令和3年度 協議会のスケジュール(案)について

令和3年1月28日	<b>令和2年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会 開催</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和2年度四国品確協活動状況及び発注関係事務の実施状況の報告(目標に対する達成状況を公表)</li><li>・令和3年度協議会実施方針(案)等の決定</li></ul>
令和3年5~6月頃	<b>四国品確協議会の取り組みに関する説明 (国等から首長へ説明)</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和3年度の実施方針(案)及び四国品確協議会の目標について</li><li>・新・全国統一指標及び地域独自指標の項目、目標値について</li></ul>
令和3年 6~7月頃	<b>第1回県部会 開催予定</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和3年度実施方針に基づき、県部会を開催</li><li>・新・全国統一指標及び地域独自指標の項目、目標値に関する説明</li><li>・令和3年度県部会取組方針の策定及び指標に関する実施状況の確認</li></ul>
令和3年10~11月頃	<b>第2回県部会 開催予定</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和3年度実施方針(案)に基づき、県部会を適宜開催</li><li>・令和3年度四国品確協活動状況及び発注関係事務の実施状況の把握(目標の達成状況の把握)</li><li>・令和4年度実施方針(案)等の調整</li></ul>
令和3年11~12月頃	<b>四国地方公共工事品質確保推進協議会(幹事会) 開催予定</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和3年度実施方針に基づき、幹事会を開催</li><li>・令和3年度四国品確協活動状況及び発注関係事務の実施状況の把握(目標の達成状況の把握)</li><li>・令和4年度実施方針(案)等の調整</li></ul>
令和4年1~2月頃	<b>令和3年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会 開催予定</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和3年度四国品確協活動状況及び発注関係事務の実施状況の報告(目標に対する達成状況を公表)</li><li>・令和4年度実施方針(案)等の決定</li></ul>

## 全国統一指標に関する活動

### 1 施工時期の平準化【工事】

更なる平準化のための意識向上を目的とし、全機関において第1段階として0.8以上を目標とする。公表にあたっては、国等・県・市町村を含めた四国地域ブロック単位及び各県域単位の平準化率で公表する。

平準化を促進するための「さ・し・す・せ・そ」に取り組む。

### 2 週休2日対象工事の設定【工事】

市町村に対しても、週休2日の取り組みを推進するよう、各県部会で取り組む。

## 地域独自指標に関する項目

### 1 適正な設計変更について(設計変更ガイドラインの策定)【工事】

市町村においても設計変更ガイドラインを策定し、適正な設計変更に努めるよう取り組みを継続していく。

### 2 ICTを活用した工事、業務を普及させるための取り組み【工事、業務】

全機関が、ICT施工や3次元測量、情報共有システムの活用、Web会議、遠隔臨場などいずれかのICTを活用した取り組みを始める。また、各県で設置しているICT活用に関する支援協議会などを活用し、現場実地研修会による取り組みの浸透を図る。

## (さ) 債務負担行為の活用

- 年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用する。
- また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担行為も適切に活用する。

## (し) 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

- 工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手方式等を積極的に活用する。
- ※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

## (す) 速やかな繰越手続

- 工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始する。

## (せ) 積算の前倒し

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始する。

## (そ) 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

- 年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期（特に4～6月）における工事の執行率（契約率）の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

# 新・全国統一指標目標値(案) 地域独自指標・目標値(案) について

四国地方公共工事品質確保推進協議会幹事会

令和2年12月23日

四国地方整備局 企画部技術管理課  
(四国地方公共工事品質確保推進協議会 事務局)

- 平成26年の品確法改正を受け、平成28年度から全国統一指標、地域独自指標を設定し、各発注機関の実施状況を毎年公表していたところ。
- 令和元年品確法の改正やこれまでの取り組みによる達成状況を踏まえ、新・全国統一指標や地域独自指標と同目標値を**新たに設定し、令和6年度までの達成を目指す**もの。

## 工事

## 測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定 【既存指標】
- ② 歩切りの根絶 【達成】
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】 【既存指標】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更 【既存指標】
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

対応 災害

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

「新・全国統一指標」 + 「地域独自指標」の設定

4/30 施工時期の平準化の進捗・取組状況を「見える化」(本省発表)

5/20 新・全国統一指標の決定(本省発表)

※公表イメージとして、H30実績の地域平準化率(工事)を添付

5月以降 発注者協議会において以下を検討

○新・全国統一指標:基準値(R1実績値)、目標値等

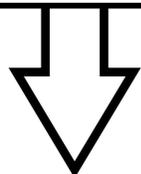
○地域独自指標:項目、基準値(R1実績値)、目標値等

R2. 10~11月頃 発注者協議会において上記を決定・公表(予定)

※地域ごとに順次発表

R2. 12月頃 全国の統一指標・地域独自指標の基準値・目標値を  
まとめて公表【本省発表】

R3以降(毎年度) 指標の実績値をフォローアップ



## 【工事】

## 【業務】※指針に新たに設定

運用指針改正の主なポイント		今回設定した指標	
必ず実施すべき事項	① 予定価格の適正な設定	地域① (継続)	予定価格の原則事後公表
	② 歩切りの根絶		
	③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	全国① (工事)	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
	④ 施工時期の平準化	全国② (工事)	地域平準化率 (工事)
	⑤ 適正な工期設定	全国③ (工事)	週休2日工事の実施状況
	⑥ 適切な設計変更	地域② (継続)	設計変更ガイドラインの策定
	⑦ 発注者間の連携体制の構築		
実施に努める事項	① ICTを活用した生産性向上	地域① (新規)	ICTを活用した工事の状況
	② 入札契約方式の選択・活用	地域② (継続)	総合評価落札方式の導入
		地域③ (継続)	工事成績評価の実施
	③ 総合評価方式の改善		
	④ 見積もりの活用		
	⑤ 余裕期間制度の活用	地域④ (継続)	余裕期間制度の導入
	⑥ 工事中の施工状況の確認		
	⑦ 受注者との情報共有・協議の迅速化	地域⑤ (継続)	ワンデーレスポンス、設計変更協議会、三者会議等の実施
その他	地域⑥ (新規)	中長期的な工事に関する発注見直し	

運用指針改正の主なポイント		今回設定した指標	
必ず実施すべき事項	① 予定価格の適正な設定	地域① (継続)	予定価格の原則事後公表
	② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	全国① (業務)	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
	③ 履行期間の平準化	全国② (業務)	地域平準化率 (業務)
	④ 適正な履行期間の設定		
	⑤ 適切な設計変更		
	⑥ 発注者間の連携体制の構築		
実施に努める事項	① ICTを活用した生産性向上	地域① (新規)	ICTを活用した業務の状況
	② 入札契約方式の選択・活用	地域② (新規)	プロポーザル方式・総合評価落札方式の導入
	③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用		
	④ 履行状況の確認		
	⑤ 受注者との情報共有・協議の迅速化	地域③ (新規)	ウィークリースタンスの適用
		地域④ (新規)	スケジュール管理表などによる情報共有
その他	地域⑤ (新規)	業務の発注見直し情報の共有化 (HP掲載)	
	地域⑥ (新規)	中長期的な設計に関する発注見直し	

(上段) : 令和元年度の実績値  
 下段 : 令和6年度の目標値

## ◆新・全国统一指標

	No	新・全国统一指標	四国地域	県域			
				徳島県	香川県	愛媛県	高知県
工事	①	地域平準化率 (施工時期の平準化) <small>4~6月期の工事平均稼働件数 年度の工事平均稼働件数</small>	(0.76) <b>0.90</b>	(0.74) <b>0.90</b>	(0.77) <b>0.90</b>	(0.78) <b>0.90</b>	(0.70) <b>0.90</b>
	②	週休2日工事の実施状況 (適正な工期設定) <small>週休2日対象工事件数(公告等) 全工事件数(公告等)</small>	(0.39) <b>1.00</b>	(0.47) <b>1.00</b>	(0.83) <b>1.00</b>	(0.01) <b>1.00</b>	(0.40) <b>1.00</b>
	③	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定 (ダンピング対策) <small>設定した入札件数 年度の発注工事件数</small>	—	(0.96) <b>1.00</b>	(0.77) <b>1.00</b>	(0.97) <b>1.00</b>	(0.99) <b>1.00</b>
業務	①	地域平準化率 (履行期限の分散) <small>第4四半期(1~3月)に完了する業務件数 年度の業務稼働件数</small>	(0.47) <b>0.4未満</b>	(0.47) <b>0.4未満</b>	(0.35) <b>0.4未満</b>	(0.46) <b>0.4未満</b>	(0.53) <b>0.4未満</b>
	②	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定 (ダンピング対策) <small>設定した入札件数 年度の発注業務件数</small>	—	(0.97) <b>1.00</b>	(0.04) <b>1.00</b>	(0.50) <b>1.00</b>	(1.00) <b>1.00</b>

## ◆地域独自指標

◆地域独自指標は、令和6年度(2024年)までに **100%達成** を目標とする。

# 新・全国統一指標の目標値

		工 事				業 務				
指標概要	①施工時期の平準化		② 適正な工期設定		③ 低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 (ダンピング対策)		①履行期限の分散		②低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 (ダンピング対策)	
	◆地域平準化率 (施工時期の平準化)		◆週休2日対象工事の実施状況		◆低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定状況		◆地域平準化率		◆低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定状況	
	調査対象：国等、県、市町村		調査対象：国等、県		調査対象：国等、県、市町村		調査対象：国等、県		調査対象：国等、県	
	指標分類	備考(補足説明等)	指標分類	備考(補足説明等)	指標分類	備考(補足説明等)	指標分類	備考(補足説明等)	指標分類	備考(補足説明等)
定義	◆国等、都道府県、市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率。 ◆地域ブロック単位・県域単位で公表		◆都道府県の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合。(週休2日対象工事として発注手続きを行った件数) ◆地域ブロック単位・県域単位で公表		◆都道府県、市区町村の発注工事に対する低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定割合。 ◆県域単位で公表		◆国等、都道府県の発注業務の第4四半期履行期限設定割合。 ◆地域ブロック単位・県域単位で公表		◆国等、都道府県の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合。 ◆県域単位で公表	
R6年度までの目標値(案)	◆四国地域：0.90以上 ◆徳島県：0.90以上 ◆香川県：0.90以上 ◆愛媛県：0.90以上 ◆高知県：0.90以上		◆四国地域：1.0 ◆徳島県：1.0 ◆香川県：1.0 ◆愛媛県：1.0 ◆高知県：1.0 ※災害復旧、緊急工事等やむを得ない場合を除く		◆徳島県：1.0 ◆香川県：1.0 ◆愛媛県：1.0 ◆高知県：1.0		◆四国地域：0.40未満 ◆徳島県：0.40未満 ◆香川県：0.40未満 ◆愛媛県：0.40未満 ◆高知県：0.40未満		◆徳島県：1.0 ◆香川県：1.0 ◆愛媛県：1.0 ◆高知県：1.0	
目標値の根拠	R1実績値 ◆四国地域：0.76 ◆徳島県：0.74 ◆香川県：0.77 ◆愛媛県：0.78 ◆高知県：0.70  ◆工事件数等の規模が小さい場合、状況によって年度でバラツキが生じる場合もあるが、近年数値が上がり傾向にあること、R1の実績値、発注者の責務として取り組んでいかなければならないことなどを踏まえた場合、5年後の目標値として0.9以上と設定することは妥当と考える。		R1実績値 ◆四国地域：0.39 ◆徳島県：0.47 ◆香川県：0.83 ◆愛媛県：0.01 ◆高知県：0.40  ◆令和6年度より罰則付きの時間外労働規制が適用されることから、原則全工事を週休2日対象とする。(ただし、災害復旧や緊急事態等やむを得ない事象が発生した場合は除く。)		R1実績値 ◆徳島県：0.96 ◆香川県：0.77 ◆愛媛県：0.97 ◆高知県：0.99  ◆工事の品質確保等のための必要な措置として、原則全工事に低入札調査基準価格又は最低制限価格などを設定することで、ダンピング受注の防止を図るものとする。		R1実績値 ◆四国地域：0.47 ◆徳島県：0.47 ◆香川県：0.35 ◆愛媛県：0.46 ◆高知県：0.53  ◆R1の実績値(地域)を踏まえ、0.4未満で目標設定する。 ※本項目は、数値が少ない方が分散されていることになる。		R1実績値 ◆徳島県：0.97 ◆香川県：0.04 ◆愛媛県：0.50 ◆高知県：1.00  ◆業務の品質確保等のための必要な措置として、原則全業務に低入札調査基準価格又は最低制限価格などを設定することでダンピング受注の防止を図るものとする。	

# 四国品確協における地域独自指標及び目標値(工事)

必ず実施すべき事項										実施に努める事項														
指標項目	①予定価格の適正な設定			③予定価格の原則事後公表			④施工時期の平準化	⑤適正な工期設定	⑥適正な設計変更	⑥適正な設計変更		①ICTを活用した生産性向上		②工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用		③見積りの活用	④余裕期間制度の活用		⑤受注者との情報共有、協議の迅速化			⑥発注見通しの統合・公表		
	最新の積算基準の適用	最新の労務単価等の適用(年度途中で改訂があった場合は見直す)	②歩切り根拠(全ての工事で歩切りなし)	事後公表としている、または、事前公表の場合でも、適否について十分検討し、建設業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないように適切に取り扱っている			発注見通し情報の共有化(地整発注見通し情報へのHPリンク)	施工に必要な日数の設定(準備・後片付け・雨天・休日等不稼働日等の考慮)	施工条件の変化等に応じた適切な設計変更(精算変更や工期の適切な変更)の実施	設計図書に「設計変更ガイドライン」等の明示を行い、施工条件の変化等に応じた適切な設計変更が行えるようにしている		ICT活用工事の発注基準等を定め、ICT活用工事を発注している		総合評価落札方式の実施基準等を定め、総合評価落札方式を導入している		工事成績評価の基準等を作成し、工事成績評価に取り組んでいる	不調・不落等の場合の見積り活用方式の導入	実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度を活用している		ワンデーレスポンスを実施している	設計変更審査会を実施している	三者会議を実施している	中長期的な工事の発注見通しとして、各事業の進捗状況を公表している	
状況	達成	達成	達成	継続			達成	達成	達成	継続		新規		継続		継続		継続			新規(四国地整のみ)			
評価の仕方				実施状況 備考(補足説明等)						実施状況 備考(補足説明等)		実施状況 備考(補足説明等)		実施状況 備考(補足説明等)		実施状況 備考(補足説明等)		実施状況 備考(補足説明等)			実施状況 備考(補足説明等)			
				※事後公表以外の場合は「事前公表」、「総合評価方式は事後公表としている」など状況が分かるよう記載						※実施している項目を記載 例: ICT土工、3Dレーザースキャナ など		※口の場合、実績年度を記載 例: ○年度実施												
				× : 未公表			× : 明示していない			× : 未実施		× : 基準を定めていない		× : 基準は定めておらず、工事成績評価も導入していない		× : 未実施		× : 未実施			× : 未実施			
				△ : 公表しているが弊害が生じている			◎ : 明示している			△ : 発注基準は定めているが、未発注		△ : 基準は定めているが、対象工事がない		△ : 基準は定めているが、工事成績評価は導入していない		△ : 試行工事を実施		△ : 一部未実施の工事がある			△ : 今後実施予定			
			◎ : 実施している						◎ : 発注基準を定め、ICT活用工事を発注している		◎ : 基準を定め、対象となる工事があれば導入している		◎ : 基準を定め、工事成績評価も導入している		◎ : 対象工事で制度を活用している		◎ : 対象工事で実施している			◎ : 実施済み				
令和6年度までの目標				全機関 : ◎						全機関 : ◎		全機関 : ◎		全機関 : ◎		全機関 : ◎		全機関 : ◎			対象機関 : ◎			
備考				※なお、適切な技術力や経営力を持った建設業者が適切に受注できる環境をつくるためにも、予定価格の事後公表の検討も行う。						※各自自治体ごとの「設計変更ガイドライン」を策定するよう努める。		※発注方式は「発注者希望型」、「受注者希望型」どちらでも良い。 ※備考欄には実施した項目を記載。												
				R2実績値 ◆44.1%						R2実績値 ◆27.0%		R2実績値 ◆-		R2実績値 ◆73.0%		R2実績値 ◆81.6%		R2実績値 ◆75.6%			R2実績値 ◆86.2%		R2実績値 ◆-	

※達成項目については、引き続き継続して取り組んで行くこと。

# 四国品確協における地域独自指標及び目標値(業務)

必ず実施すべき事項							実施に努める事項														
指標項目	①予定価格の適正な設定			②予定価格の原則事後公表		③適正な履行期間設定	④適切な設計変更	①ICTを活用した生産性向上【新】		②入札契約方式の選択・活用【新】		③受注者との情報共有、協議の迅速化【新】			④発注見通しの統合・公表【新】						
	最新の前算基準の適用	最新の技術者単価等の適用(年度途中で改定があった場合は見直す)	歩切り根絶(全ての業務で歩切り無し)	事後公表としている、または、事前公表の場合でも、適否について十分検討し、調査設計等の業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないように適切に取り扱っている		業務の内容や規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務履行に必要な日数のほか照査期間や週休2日を前提とした休日等を考慮	設計条件の変化等に応じた適切な設計変更(精算変更(請負代金額や履行期間の適切な変更)の実施)	ICTを活用した業務を発注している ①Web会議の活用 ②3次元データの活用 ③遠隔臨場の活用 ④情報共有システムの活用 ⑤BIM/CIM等の活用 ⑥その他		プロポーザル方式、総合評価落札方式等の実施基準等を定め、業務発注時に導入している		ウイークリースタンスに関する事項を設計図書に明示し実施している			①スケジュール管理表などによる情報共有に関する事項を設計図書に明示し実施している			当該年度の業務の発注見通しについて地域ブロック単位で統合し、四国地整HPの発注見通しにて公表している。  中長期的な業務の発注見通しとして、各事業の進捗状況を公表している			
状況	達成	達成	達成	継続		達成	達成	新規		新規		新規			新規			新規 (四国地整のみ)			
評価の仕方				実施状況	備考(補足説明等)			実施状況	備考(補足説明等)	実施状況	備考(補足説明等)	実施状況	備考(補足説明等)	実施状況	備考(補足説明等)	実施状況	備考(補足説明等)	実施状況	備考(補足説明等)	実施状況	備考(補足説明等)
					※事後公表以外の場合は「事前公表」、「総合評価方式は事後公表としている」など状況が分かるよう記載			※実施している項目を記載 例: Web会議、遠隔臨場 など													
				×: 未公表				×: 未実施		×: 基準を定めていない		×: 明示していない			×: 明示していない			×: 未実施		×: 未実施	
				△: 公表しているが弊害が生じている				△: 実施を予定している		△: 基準は定めているが、対象業務がない		△: 設計図書に明示はしているが未実施			△: 設計図書に明示はしているが未実施			△: 今後実施予定		△: 今後実施予定	
			◎: 実施している				◎: ICTを活用した業務を発注している		◎: 基準を定め、対象業務があれば導入している		◎: 設計図書に明示し、適切に実施している			◎: 設計図書に明示し、適切に実施している			◎: 実施済み		◎: 実施済み		
R6年度までの目標				全機関: ◎				全機関: ◎		全機関: ◎		全機関: ◎			全機関: ◎			対象機関: ◎			
備考				※なお、適切な技術力や経営力を持った調査設計等の業者が適切に受注できる環境をつくるためにも、予定価格の事後公表の検討も行う。  R2実績値 ◆45.0%				※発注方式は「発注者指定型」、「受注者希望型」どちらも良い。  ※備考欄には実施した項目を記載。  R2実績値 ◆-		R2実績値 ◆-		R2実績値 ◆-			※他にも「合同現地踏査」など、受発注者間で情報共有が図れ、協議の迅速化につながる項目を明示・実施しても良い。  ※備考欄に、明示・実施した項目を記載。  R2実績値 ◆-			R2実績値 ◆-		R2実績値 ◆-	

※達成項目については、引き続き継続して取り組んで行くこと。

# 平準化の促進に向けた取組（『さ・し・す・せ・そ』の推進）

○平準化を進めるに当たっては、以下の㊥～㊿の取組が有効であると考えられます。

- ㊥ 債務負担行為の活用、㊦ 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）、㊧ 速やかな繰越手続
- ㊨ 積算の前倒し、㊩ 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

## 債務負担行為の活用（さ）

- 債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期（4月～6月）においても工事の施工が可能になり、施工時期の平準化につながります。
- 通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結されますが、工期が12ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能になります。
- また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能になります。 ※主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払いはゼロである債務負担行為

## 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）（し）

- 余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

## 速やかな繰越手続（す）

- 悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。

## 積算の前倒し（せ）

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができます。

## 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）（そ）

- 年度末に工期末が集中しないよう上半期（特に4～6月）の執行率（契約率）の目標を設定し早期発注を目指します。
- 発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。

# 平準化の促進に向けた取組（『さ・し・す・せ・そ』の推進）

## ◆四国内市町村の『さ・し・す・せ・そ』設定状況

	【さ】債務負担行為の設定			【さ】債務負担行為 (ゼロ市債)の設定			【し】柔軟な工期の設定			【す】速やかな繰越手続き			【せ】積算の前倒し			【そ】早期執行のため の目標設定・公表		
	設定済み	未設定	設定率	設定済み	未設定	設定率	設定済み	未設定	設定率	設定済み	未設定	設定率	設定済み	未設定	設定率	設定済み	未設定	設定率
徳島県内市町村	10	14	41.7%	0	24	0.0%	3	21	12.5%	11	13	45.8%	15	9	62.5%	2	22	8.3%
香川県内市町村	4	13	23.5%	1	16	5.9%	2	15	11.8%	1	16	5.9%	6	11	35.3%	1	16	5.9%
愛媛県内市町村	6	14	30.0%	3	17	15.0%	3	17	15.0%	7	13	35.0%	6	14	30.0%	1	19	5.0%
高知県内市町村	12	22	35.3%	3	31	8.8%	12	22	35.3%	20	14	58.8%	11	23	32.4%	3	31	8.8%
四国内市町村 計	32	63	33.7%	7	88	7.4%	20	75	21.1%	39	56	41.1%	38	57	40.0%	7	88	7.4%

### 【重点項目（債務負担行為、繰越手続き）・設定自治体】

#### ◆債務負担行為設定自治体・・・

【徳島県】小松島市、阿南市、吉野川市、美馬市、石井町、牟岐町、松茂町、板野町、上板町、つるぎ町  
 【香川県】観音寺市、直島町、琴平等、多度津町  
 【愛媛県】松山市、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、久万高原町  
 【高知県】土佐市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、馬路村、芸西村、いの町、日高村、津野町、大月町

#### ◆（ゼロ市債）設定自治体・・・

【香川県】観音寺市  
 【愛媛県】松山市、今治市、新居浜市  
 【高知県】香美市、馬路村、津野町

#### ◆繰越手続き設定自治体・・・

【徳島県】徳島市、鳴門市、小松島市、美馬市、三好市、勝浦町、那賀町、美波町、海陽町、板野町、東みよし町  
 【香川県】観音寺市  
 【愛媛県】今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、松前町、砥部町、愛南町  
 【高知県】高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、東洋町、奈半利町  
 本山町、大豊町、いの町、中土佐町、越知町、津野町、四万十町、黒潮町

# 発注関係事務の目標に対する 実施状況について

---

四国地方公共工事品質確保推進協議会幹事会

令和2年12月23日

四国地方整備局 企画部技術管理課  
(四国地方公共工事品質確保推進協議会 事務局)



国土交通省 四国地方整備局

### 実施目標の凡例

記号	内容	説明
◎	実施済み	過年度より本格的に実施済みであり、当該年度にも継続して実施予定の場合 又は、当該年度に本格実施済の場合に選択
○	実施予定	過年度に実施がなく、当該年度に本格的に実施予定の場合 又は、過年度に一部実施(試行)済みであり、当該年度より本格的に実施の場合に選択
□	一部実施	当該年度に一部のみ実施(試行)の場合に選択
△	実施検討中	当該年度に実施する予定がなく、実施に向けた検討を行う場合に選択
—	実施予定無し	当該年度に実施する予定がない、該当が無い場合に選択

### 実施状況の凡例

記号	内容	説明
○	実施	目標が達成された場合に選択
△	一部実施	目標の一部が達成された場合に選択(実施目標で実施予定無し以外を選択した場合)
×	実施無し	1.実施目標で実施予定無しを選択した場合 2.目標設定したが達成出来なかった場合
—	該当無し	当該年度に該当が無かった場合

## 発注関係事務の実施目標について(工事)

### 【必ず実施すべき事項】

- :国関係
- :徳島県
- :香川県
- :愛媛県
- :高知県



発注関係事務の実施状況等について(工事)

◆必ず実施すべき事項

(徳島まとめ 令和2年11月30日時点)

機関名	予定価格の適正な設定												歩切りの根拠 (全ての工事で歩切り無し)				低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等								適切な設計変更 (施工条件の変化等に成じた適切な設計変更 (精算変更(請負代金額や工期の適切な変更)の実施)									
	最新の積算基準(R1)の適用				最新の労務単価等の適用 (年度途中に改定があった場合は見直す)				適正な工期の設定 (準備・後片付・雨天・休日等不稼働日等考慮)								低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定				予定価格等の原則事後公表 (予定価格等には設計書金額も含む)													
	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)										
徳島県	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			□	○			◎	○			内訳書の提出確認有り 設計費額2億円以上の工事を 事後公表	◎	○			設計図書等に基づき変更
徳島市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			-	×				○			◎	○			内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき変更
鳴門市	◎	○		一部工事で独自経費を適用	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○				○			◎	○			内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき変更
小松島市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○				○			◎	○			内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき変更
阿南市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○				○			◎	○			内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき変更
吉野川市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			-	×				○			◎	○			内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき変更
阿波市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			-	×				○			◎	○			内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき変更
美馬市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			-	×				○			◎	○			内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき変更
三好市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			-	×				○			◎	○			内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき変更
勝浦町	◎	○		一部工事で、施工管理などの 提出を独自基準としており、独 自の経費を適用	◎	○			◎	○			◎	○			-	×				○			◎	○			内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき変更
上勝町	◎	○		一部工事で、施工管理などの 提出を独自基準としており、独 自の経費を適用	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○				○			◎	○			内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき変更
佐那河内村	◎	○		一部工事で、施工管理などの 提出を独自基準としており、独 自の経費を適用	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○				○			◎	○			内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき変更
石井町	◎	○		一部工事で、施工管理などの 提出を独自基準としており、独 自の経費を適用	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○				○			◎	○			内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき変更
神山町	◎	○		一部工事で、施工管理などの 提出を独自基準としており、独 自の経費を適用	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○				○			◎	○			内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき変更
那賀町	◎	○		一部工事で、施工管理を独自 基準としており、独自の経費を 適用	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○				○			◎	○			内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき変更
牟岐町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○				○			◎	○			内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき変更
美波町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○				○			◎	○			内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき変更
海陽町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○				○			◎	○			内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき変更
松茂町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○				○			◎	○			内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき変更
北島町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○				○			◎	○			内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき変更
藍住町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○				○			◎	○			内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき変更
坂野町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○				○			◎	○			内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき変更
上板町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○				○			◎	○			内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき変更
つるぎ町	◎	○		一部工事においては、施工管 理等に係る提出書類を独自基 準に基づき申請しているた め、独自の経費を適用してい る。	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○				○			◎	○			内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき変更
東みよし町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			-	×				○			◎	○			内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき変更











## 発注関係事務の実施目標について(業務)

### 【必ず実施すべき事項】

- : 国関係
- : 徳島県
- : 香川県
- : 愛媛県
- : 高知県



発注関係事務の実施状況等について(業務)

◆必ず実施すべき事項

(徳島まとめ 令和2年11月30日時点)

機関名	予定価格の適正な設定												歩切りの根拠 (全ての業務で歩切り無し)				低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等								適切な設計変更							
	最新の積算基準(R1)の適用				最新の技術者単価等の適用 (年度途中で改定があった場合は見直す)				適正な履行期間の設定								低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定				予定価格等の原則事後公表 (予定価格等には設計書金額も含む)				設計条件の変化等に応じた適切な設計変更 (積算変更(請負代金額や履行期間の適切な変更)の実施)							
	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)								
徳島県	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		端数処理	◎	○			◎	○		□	×		内訳書の提出確認有り 設計金額が2千万円以上の業 務の一部を事後公表(執行)	◎	○			設計図書等に基づき設定
徳島市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		最低制限価格のみ	◎	○			◎	○		-	×		内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき設定
鳴門市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		最低制限価格のみ	◎	○			◎	○		-	×		内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき設定
小松島市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		端数処理	◎	○			◎	○		-	×			◎	○			設計図書等に基づき設定
阿南市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		端数処理	△	×			◎	○		-	×		内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき設定
吉野川市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		最低制限価格のみ	◎	○			◎	○		-	×		内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき設定
阿波市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		端数処理	◎	○			◎	○		-	×		内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき設定
美馬市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		端数処理	◎	○			◎	○		-	×		内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき設定
三好市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		最低制限価格のみ	◎	○			◎	○		-	×			◎	○			設計図書等に基づき設定
勝浦町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		端数処理	◎	○			◎	○		-	×			◎	○			設計図書等に基づき設定
上勝町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		端数処理	◎	○			◎	○		-	×		内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき設定
佐那河内村	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○							◎	○		-	×			◎	○			設計図書等に基づき設定
石井町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○							◎	○		-	×			◎	○			設計図書等に基づき設定
神山町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		端数処理	-	×			◎	○		-	×			◎	○			設計図書等に基づき設定
那賀町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○							◎	○		-	×		最低制限価格のみ	◎	○			設計図書等に基づき設定
牟岐町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○							◎	○		-	×			◎	○			設計図書等に基づき設定
美波町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○							◎	○		△	×			◎	○			設計図書等に基づき設定
海陽町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		端数処理	△	×			◎	○		-	×			◎	○			設計図書等に基づき設定
松茂町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		端数処理	-	×			◎	○		-	×			◎	○			設計図書等に基づき設定
北島町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○							◎	○		-	×		内訳書の提出確認有り	◎	○			設計図書等に基づき設定
藍住町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○							◎	○		-	×			◎	○			設計図書等に基づき設定
坂野町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		端数処理	△	×			◎	○		-	×			◎	○			設計図書等に基づき設定
上板町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		端数処理	△	×			◎	○		◎	○			◎	○			設計図書等に基づき設定
つるぎ町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		端数処理	◎	○			◎	○		-	×		最低制限価格のみ	◎	○			設計図書等に基づき設定
東みよし町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○							◎	○		-	×			◎	○			設計図書等に基づき設定

一部業務においては、業務管理等に係る提出書類を独自基準に基づき簡略化しているため、独自の経費費を適用している。

発注関係事務の実施状況について【必ず実施すべき事項】(業務)  
(香川まとめ 令和2年11月1日現在)

R2目標凡例：◎実施済 ○実施予定 □一部実施 △実施検討中 -実施予定無

実施状況凡例：○実施 △一部実施 ×実施無

機関名	予定価格の適正な設定												歩切りの根絶 (全ての業務で歩切り無し)				低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用徹底等								適切な設計変更 (設計条件の変化等に応じた適切な設計変更 (精算変更(精算代金額や履行期間の適切な変更)の実施))				
	最新の積算基準(R2)の適用				最新の技術者単価等の適用 (年度途中に改定があった場合は見直す)				適正な履行期間の設定								低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定				予定価格の原則事後公表								
	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	その他 (実施状 況に変わ る取り組 みがあれば 記載)	備考 (補足 説明等)	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	その他 (実施状 況に変わ る取り組 みがあれば 記載)	備考 (補足 説明等)	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	その他 (実施状 況に変わ る取り組 みがあれば 記載)	備考 (補足 説明等)	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	その他 (実施状 況に変わ る取り組 みがあれば 記載)	備考 (補足 説明等)	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	その他 (実施状 況に変わ る取り組 みがあれば 記載)	備考 (補足 説明等)	R2 年度 目標	実施 (達成) 状況	その他 (実施状 況に変わ る取り組 みがあれば 記載)	備考 (補足 説明等)					
香川県	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			香川県土木設計業務等委託契約款に基づき変更
高松市	◎	○			◎	○			◎	○			-	×			-	×			事前公表			◎	○			高松市(土木・建築・監理)設計業務等委託契約款に基づき変更	
丸亀市	◎	○			◎	○			◎	○			-	×			◎	○			130万円を超える工事関連業務委託は事後公表 それ以外は非公表			◎	○			丸亀市建築設計業務等委託契約款又は丸亀市土木設計業務委託契約款に基づき変更	
坂出市	◎	○			◎	○			◎	○			-	×			-	×					◎	○			坂出市工事請負契約款に準じて変更		
普通寺市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	△			-	×			事前公表			◎	○			普通寺市建築設計等業務委託契約款又は普通寺市土木設計業務委託契約款に基づき変更	
観音寺市	◎	○			◎	○			◎	○			-	×			-	×			事前公表			◎	○			観音寺市(土木・建築)設計業務等委託契約款に基づき変更	
さぬき市	◎	○			◎	○			◎	○			-	×			◎	○					◎	○			さぬき市建築設計業務等委託契約款又はさぬき市土木設計業務委託契約款に基づき変更		
東かがわ市	◎	○			◎	○			◎	○			-	×			◎	○					◎	○			東かがわ市土木設計業務等委託契約款又は東かがわ市建築設計業務等委託契約款に基づき変更		
三豊市	◎	○			◎	○			◎	○			-	×			-	×			事前公表			◎	○			三豊市土木設計業務等委託契約款または三豊市建築設計業務等委託契約款に基づき変更	
土庄町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○					◎	○			土庄町(土木・建築)設計業務等委託契約款に基づき変更		
小豆島町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○					◎	○			小豆島町(土木・建築)設計業務等委託契約款に基づき変更		
三木町	◎	○			◎	○			◎	○			△	×			◎	○					◎	○			三木町土木設計業務等委託契約款及び三木町建築設計業務等委託契約款に基づき変更		
直島町	◎	○			◎	○			◎	○			-	×			-	×					◎	○			直島町土木設計業務等委託契約款及び直島町建築設計業務等委託契約款に基づき変更		
宇多津町	◎	○			◎	○			◎	○			△	×			◎	○					◎	○			宇多津町土木設計業務等委託契約款及び宇多津町建築設計業務等委託契約款に基づき変更		
綾川町	◎	○			◎	○			◎	○			-	×			◎	○					◎	○			綾川町設計業務等委託契約款に基づき変更		
琴平町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○					◎	○			琴平町工事請負契約款に準じて変更		
多度津町	◎	○			◎	○			◎	○			-	×			◎	○					◎	○			多度津町契約規則に基づき変更		
まんのう町	◎	○			◎	○			◎	○			□	△			◎	○					◎	○			まんのう町土木設計業務等委託契約款に基づき変更		

発注関係事務の実施状況の把握結果について(業務:必ず実施すべき事項)  
 (愛媛まとめ 令和2年9月30日現在)

機関名	予定価格の適正な設定												歩切りの根拠 (全ての業務で歩切り無し)				低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用 の徹底等								適切な設計変更  (設計条件の変化等に応じた適切な設計変更 (精算変更(請負代金額や履行期間の適切な変更)の実施)			
	最新の積算基準の適用				最新の技術者単価等の適用 (年度途中で改定があった場合は見直す)				適正な履行期間の設定								低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定				予定価格の原則事後公表							
	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)				
愛媛県	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			-	×	事前公表	当該年度に実施する予 定が無い	◎	○						
松山市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			-	×	事前公表	当該年度に実施する予 定が無い	◎	○						
今治市	◎	○			◎	○			◎	○			-	×	当該年度に実施する予定が無 い		-	×	事前公表	当該年度に実施する予 定が無い	◎	○						
宇和島市	◎	○			◎	○			◎	○			-	×	当該年度に実施する予定が無 い		-	×	事前公表	当該年度に実施する予 定が無い	◎	○						
八幡浜市	◎	○			◎	○			◎	○			-	×	当該年度に実施する予定が無 い		◎	○			◎	○						
新居浜市	◎	○			◎	○			◎	○			-	×	当該年度に実施する予定が無 い		◎	○			◎	○						
西条市	◎	○			◎	○			◎	○			-	×	当該年度に実施する予定が無 い		-	×	事前公表	当該年度に実施する予 定が無い	◎	○						
大洲市	◎	○			◎	○			◎	○			-	×	当該年度に実施する予定が無 い		-	×	非公表 当該年度に実施する予 定が無い		◎	○						
伊予市	◎	○			◎	○			◎	○			□	○	設計金額が1,000万円を超える ものについて低入札調査価格 を設定		-	×	事前公表	当該年度に実施する予 定が無い	◎	○						
四国中央市	◎	○			◎	○			◎	○			-	×	当該年度に実施する予定が無 い		□	○	事前公表	案件により事後公表を 実施。	◎	○						
西予市	◎	○			◎	○			◎	○			-	×	当該年度に実施する予定が無 い		-	×	事前公表	当該年度に実施する予 定が無い	◎	○						
東温市	◎	○			◎	○			◎	○			-	×	当該年度に実施する予定が無 い		-	×	非公表 当該年度に実施する予 定が無い		◎	○						
上島町	◎	○			◎	○			◎	○			-	×	当該年度に実施する予定が無 い		◎	○			◎	○						
久万高原町	◎	○			◎	○			◎	○			-	×	当該年度に実施する予定が無 い		◎	○			◎	○						
松前町	◎	○			◎	○			◎	○			-	△	検討中		-	×	非公表 当該年度に実施する予 定が無い		◎	○						
砥部町	◎	○			◎	○			◎	○			○	-			-	×	事前公表	当該年度に実施する予 定が無い	◎	○						
内子町	◎	○			◎	○			◎	○			-	×	当該年度に実施する予定が無 い		-	×	非公表 当該年度に実施する予 定が無い		◎	○						
伊方町	◎	○			◎	○			◎	○			-	×	当該年度に実施する予定が無 い		-	×	事前公表	当該年度に実施する予 定が無い	◎	○						
松野町	◎	○			◎	○			◎	○			-	×	当該年度に実施する予定が無 い		-	×	当該年度に実施する予 定が無い		◎	○						
鬼北町	◎	○			◎	○			◎	○			-	×	当該年度に実施する予定が無 い		-	×	非公表 当該年度に実施する予 定が無い		◎	○						
愛南町	◎	○			◎	○			◎	○			□	○	設計金額130万円を超える建設 コンサルタント業務等		-	×	事前公表	当該年度に実施する予 定が無い	◎	○						





## 発注関係事務の実施目標について(工事)

### 【実施に努める事項】

- : 国関係
- : 徳島県
- : 香川県
- : 愛媛県
- : 高知県



発注関係事務の実施状況等について(工事)

◆実施に努める事項

(徳島まとめ 令和2年11月30日時点)

機関名	工事の性格等に応じた入札契約方式の選定・活用				発注や施工時期の平準化								入札不調・不発時の見直し等の活用等				受注者との情報共有や協議の迅速化等								
	総合評価方式の導入				工事成績評定の実施				発注・施工時期等の平準化				HPでの発注見直し情報の共有化				入札時に見直し活用				ワンデーレスポンス又は三者会議等の実施				
	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)					
徳島県	◎	○		設計金額3千万円以上	◎	○		請負額5百万円以上	◎	○		早期発注の推進 債務負担の積極的な活用 繰越制度の適切な活用 選定2位の確保等	◎	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス 三者会議
徳島市	◎	○		設計金額4千万円以上	◎	○		請負額3百万円以上	◎	○		早期発注の推進 債務負担の積極的な活用 繰越制度の適切な活用	◎	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス
鳴門市	◎	○		適宜選定	◎	○		請負額2百万円以上	◎	○		早期発注の推進 債務負担の積極的な活用 繰越制度の適切な活用	◎	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス 三者会議
小松島市	◎	○		予定価格5千万円以上	◎	○		請負額2百万円以上	◎	○		早期発注の推進 債務負担の積極的な活用 繰越制度の適切な活用	◎	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス 三者会議
阿南市	◎	○		試行導入	◎	○		設計金額1百万円以上	◎	○		債務負担の積極的な活用 繰越制度の適切な活用	◎	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス
吉野川市	◎	○		設計金額3千万円以上 (建築一式は5千万円以上)	◎	○		請負額3百万円以上	◎	○		債務負担の積極的な活用 繰越制度の適切な活用	◎	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス
阿波市	◎	○		適宜選定	◎	○		請負額2百万円以上	◎	○		早期発注の推進 繰越制度の適切な活用	◎	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス 三者会議
美馬市	◎	○		設計金額2千万円以上	◎	○		請負額3百万円以上	◎	○		早期発注の推進 債務負担の積極的な活用 繰越制度の適切な活用	◎	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス 三者会議
三好市	◎	○		設計金額3千万円以上 (建築一式は7千万円以上)	◎	○		請負額5百万円以上	◎	○		早期発注の促進 繰越制度の適切な活用	◎	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス
勝浦町	◎	○		設計金額5千万円以上	◎	○		入札案件のみ	◎	○		早期発注の促進 繰越制度の適切な活用	○	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス 三者会議
上勝町	◎	○		適宜選定	◎	○			◎	○		早期発注の促進 繰越制度の適切な活用	○	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス
佐那河内村	◎	○		試行導入	◎	○		請負額1百万円以上	◎	○		早期発注の推進 繰越制度の適切な活用	◎	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス
石井町	◎	○		適宜選定	◎	○		補助事業のみ	◎	○		早期発注の推進 繰越制度の適切な活用	◎	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス
神山町	◎	○		適宜選定	◎	○		請負額5百万円以上	◎	○		早期発注の推進 繰越制度の適切な活用	◎	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス
那賀町	◎	○		土不一式工事のみ設計 金額1千万円以上	◎	○		町独自の評定	◎	○		早期発注の推進 繰越制度の適切な活用	◎	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス
牟岐町	◎	○		設計金額3千万円以上	○	○		請負額5百万円以上	◎	○		早期発注の推進 債務負担の積極的な活用 繰越制度の適切な活用	◎	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス
美波町	◎	○		試行導入	◎	○			◎	○		早期発注の推進 繰越制度の適切な活用	◎	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス
海陽町	◎	○		試行導入	◎	○			◎	○		早期発注の推進 債務負担の積極的な活用 繰越制度の適切な活用	◎	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス 三者会議
松茂町	◎	○		試行導入	◎	○		請負額200万円以上	◎	○		早期発注の推進 債務負担の積極的な活用 繰越制度の適切な活用	◎	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス
北島町	△	×			◎	○			◎	○		早期発注の推進	◎	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス
藍住町	◎	○		試行導入	◎	○			◎	○		早期発注の推進 繰越制度の適切な活用	◎	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス
板野町	◎	○		適宜選定	◎	○			◎	○		早期発注の推進 繰越制度の適切な活用	◎	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス
上板町	△	×			◎	○		請負額5百万円以上	◎	○		早期発注の推進 繰越制度の適切な活用	◎	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス
つるぎ町	◎	○		試行導入	◎	○		入札案件のみ	◎	○		早期発注の推進 繰越制度の適切な活用	◎	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス
東みよし町	◎	○		設計金額2千万円以上	◎	○			◎	○		早期発注の推進 繰越制度の適切な活用	◎	○			◎	○			◎	○			ワンデーレスポンス

発注関係事務の実施状況について【実施に努める事項】(工事)  
(香川まとめ 令和2年11月1日現在)

R2目標凡例：◎実施済 ○実施予定 □一部実施 △実施検討中 一実施予定無

実施状況凡例：○実施 △一部実施 ×実施無 一該当無 (見積りの活用や不調・不常が無かった場合)

機関名	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用				発注や施工時期の平準化								入札不調・不発時の見積りの活用等				受注者との情報共有、協議の迅速化											
	総合評価方式の導入				工事成績評定の導入				年度当初からの予算執行の徹底				HP上における発注見通しの公表				見積りの活用				受注者からの協議等について速やかかつ適切な回答に努める				設計変更の妥当性等について受注者と協議する場を必要に応じて設ける			
	R2年度目標	実施(達成)状況	その他(実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考(補足説明等)	R2年度目標	実施(達成)状況	その他(実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考(補足説明等)	R2年度目標	実施(達成)状況	その他(実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考(補足説明等)	R2年度目標	実施(達成)状況	その他(実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考(補足説明等)	R2年度目標	実施(達成)状況	その他(実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考(補足説明等)	R2年度目標	実施(達成)状況	その他(実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考(補足説明等)	R2年度目標	実施(達成)状況	その他(実施状況に変わる取り組みがあれば記載)	備考(補足説明等)
香川県	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
高松市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
丸亀市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
坂出市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
普通寺市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
観音寺市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
さぬき市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
東かがわ市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
三豊市	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
土庄町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
小豆島町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
三木町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
直島町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
宇多津町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
綾川町	△	×			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
琴平町	◎	○			△	×			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
多度津町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		
まんのう町	◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○			◎	○		

発注関係事務の実施状況の把握結果について(工事:実施に努める事項)  
 (歳末まとめ 令和2年9月30日現在)

機関名	発注や施工時期の平準化														入札不調・不調・不発時の見直し等の活用等				受注者との情報共有や協議の迅速化等					
	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用				年度当初からの予算執行の徹底				HP上における発注見通しの公表				工事着手までの余裕期間の設定又は連休之日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期の設定				「ワンデーレスポンス」又は、「三者会議」の実施				設計変更の妥当性等について受注者と協議する機会を必要に応じて取り入れる			
	総合評価落札方式の導入		工事成績評定の実施		R2年度 目標		R2年度 実績		R2年度 目標		R2年度 実績		R2年度 目標		R2年度 実績		R2年度 目標		R2年度 実績		R2年度 目標		R2年度 実績	
R2年度 目標	実施状況 その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施状況 その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施状況 その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施状況 その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施状況 その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施状況 その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施状況 その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施状況 その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	
茨城県	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○	
松山市	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○	
今治市	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		△	×		◎	○		△	○		◎	○	
宇和島市	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		△	×		◎	○		◎	○		◎	○	
八幡浜市	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		△	×		◎	○		◎	○		◎	○	
新居浜市	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		△	×		◎	○		◎	○		◎	○	
西条市	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		△	△		◎	○		◎	○		◎	○	
大洲市	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		△	△		◎	○		◎	○		◎	○	
伊予市	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		△	×		◎	○		◎	○		◎	○	
西国中央市	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○	
西予市	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○	
東温市	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		○	△		◎	○		△	○		◎	○	
上島町	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		□	△		◎	○		◎	○		◎	○	
久万高根町	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		△	×		-	-		◎	○		◎	○	
松前町	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		△	×		-	-		◎	○		□	○	
砥部町	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	○	
内子町	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		◎	△		◎	○		◎	○		◎	○	
伊方町	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		△	×		◎	○		◎	○		◎	○	
松野町	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		△	×		◎	○		◎	○		◎	○	
鬼北町	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		-	×		◎	○		◎	○		◎	○	
愛南町	◎	○		◎	○		◎	○		◎	○		△	△		◎	○		◎	○		◎	○	

令和2年度発注関係事務の目標に対する実施状況について(工事)

◆実施に努める事項

(高知まとめ 令和2年11月末時点)

機関名	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用				発注や施工時期の平準化												受注者との情報共有、協議の迅速化			
	適切な入札契約方式の選択 ※選択肢として総合評価方式の制度化を検討				各発注者の実情に見合った端境期対策 〔「年度当初からの予算執行の徹底」又は、「債務負担行為の積極的な活用」又は、「繰越制度の活用」〕				地区単位での発注見通しの公表 (ホームページでの公表)				工事着手までの余裕期間の設定又は週休2日の確保等による不稼働日数等を踏まえた適切な工期の設定				ワンデーレスポンス・三者会議の実施			
	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)
高知県	◎	○		1億円以上の工事について総合評価方式を適用	◎	○		・ゼロ負債、繰越(翌債)制度の活用により端境期対策を実施 ・必要な場合には、余裕工期を設定	◎	○		【現在の実施状況】HP上で公表	◎	○		・4週8休、雨天施工不能日を見込んだ土木工事標準工事日数を使用 ・年度末には、必要に応じて余裕期間を設定	◎	○		
高知市	◎	○			◎	○		・繰越(翌債)制度の柔軟な活用	◎	○		【現在の実施状況】HP上で公表	◎	○		【標準工事日数の考え方】 ・4週8休 ・施工不能日(雨天等)を考慮 ・資機材調達、工法、施工条件等を考慮し、柔軟に設定	◎	○		
室戸市	◎	○		土木3,500万円以上、建築7,000万円以上については総合評価方式を適用	◎	○			◎	○		【現在の実施状況】HP上で公表	◎	○		県の土木工事標準工事日数を使用	◎	○		
安芸市	◎	○		3,000万円以上の工事について、総合評価方式を適用	◎	○		繰越(翌債)制度の活用	◎	○		【現在の実施状況】HP上で公表、および窓口で紙による閲覧	◎	○		県の土木工事標準工事日数を使用 その他工事は実績をもとに設定	◎	○		
南国市	◎	○			◎	○		年度当初の積極的な予算執行、予算繰越制度の活用を行う。	◎	○		【現在の実施状況】HP上で公表	◎	○		県の土木工事標準工事日数を使用	◎	○		
土佐市	◎	○		3,000万円以上の土木工事は、工事内容等により、総合評価方式を活用するか審議し、決定している。	◎	○		繰越(翌債)制度の活用。	◎	○		【現在の実施状況】HP上で公表	◎	○		県の土木工事標準工事日数を使用	◎	○		
須崎市	△	－			◎	○			◎	○		【現在の実施状況】HP上で公表	◎	○		県の土木工事標準工事日数を使用	◎	○		
宿毛市	△	－		当該年度に実施する予定がない。	◎	○		・繰越(翌債)制度の活用により端境期対策を実施 ・必要な場合には、余裕工期を設定	◎	○		【現在の実施状況】HP上で公表	◎	○		県の土木工事標準工事日数を使用 必要に応じて余裕期間を設定	◎	○		ワンデーレスポンスを心掛ける。必要に応じて、三者会議を実施する。三者会議の案件なし。
土佐清水市	－	－		当該年度に実施する予定がない。	◎	○			◎	○		【現在の実施状況】HP上で公表	◎	○		県の土木工事標準工事日数を使用	◎	○		
四万十市	－	－		当該年度に実施する予定がない。	◎	○		繰越(翌債)制度の活用や発注時期の平準化について取組中 ・必要な場合には、余裕工期を設定	◎	○		紙による閲覧及びHP上で公表	◎	○		・4週8休、雨天施工不能日を見込んだ土木工事標準工事日数を使用 ・年度末には、必要に応じて余裕期間を設定	◎	○		ワンデーレスポンスを心掛ける。必要に応じて、三者会議を実施する。
香南市	◎	○		総合評価方式取扱要綱により5,000万円以上の工事に適用	◎	○		早期発注及び繰越制度の活用	◎	○		【現在の実施状況】HP上で公表	◎	○		県の土木工事標準工事日数を使用	◎	○		
香美市	△	×			◎	○		債務負担行為の積極的な活用	◎	○		【現在の実施状況】HP上で公表	◎	○		・雨天施工不能日、週休2日を見込んだ土木工事標準工事日数を使用	◎	○		

機関名	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用				発注や施工時期の平準化												受注者との情報共有、協議の迅速化			
	適切な入札契約方式の選択 ※選択肢として総合評価方式の制度化を検討				各発注者の実情に見合った端境期対策 〔「年度当初からの予算執行の徹底」又は、「債務負担行為の積極的な活用」又は、「繰越制度の活用」〕				地区単位での発注見通しの公表 (ホームページでの公表)				工事着手までの余裕期間の設定又は週休2日の確保等による不稼働日数等を踏まえた適切な工期の設定				ワンデーレスポンス・三者会議の実施			
	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)
東洋町	-	-	-	当該年度に実施する予定がない	◎	○			◎	○		【現在の実施状況】HP上で公表	◎	○		県の土木工事標準工事日数を使用	◎	○		
奈半利町	-	-			◎	○			△	△		【現在の実施状況】紙による閲覧	◎	○		県の土木工事標準工事日数を使用	◎	○		
田野町	-	-		当該年度に実施する予定が無い。	◎	○		繰越制度の活用	△	×		当該年度に実施する予定が無い。 【現在の実施状況】紙による閲覧	◎	○		県の土木工事標準工事日数を使用	-	△		ワンデーレスポンスを心掛けている。三者会議の案件なし。
安田町	-	-			◎	○			△	△		【現在の実施状況】紙による閲覧	◎	○		県の土木工事標準工事日数を使用	-	-		当該年度に実施する予定が無い
北川村	-	-		当該年度に実施する予定なし	◎	○			◎	○		【現在の実施状況】HP上で公表	◎	○		県の土木工事標準工事日数を使用	◎	○		ワンデーレスポンスを心掛けている。必要に応じて三者会議を実施する。
馬路村	-	×		当該年度に実施する予定なし	◎	○			△	△		【現在の実施状況】紙による閲覧	◎	○		県の土木工事標準工事日数を使用	-	×		当該年度に実施する予定が無い
芸西村	-	×		当該年度に実施する予定が無い	◎	○		早期発注及び繰越制度の活用	△	△		【現在の実施状況】紙による閲覧	◎	○		県の土木工事標準工事日数を使用	◎	○		
本山町	◎	-		予定価格2,500万円以上の工事の中から選択して総合評価方式を実施	◎	○			◎	○		【現在の実施状況】HP上で公表。紙による閲覧も可。	◎	○		県の土木工事標準工事日数を使用	◎	△		
大豊町	-	×		当該年度に実施する予定が無い	◎	○			△	△		【現在の実施状況】紙による閲覧	◎	○		県の土木工事標準工事日数を使用	◎	○		
土佐町	-	×		当該年度に実施する予定がない	-	○		早期発注及び繰越制度の活用	◎	○		【現在の実施状況】HP上で公表	◎	○		県の土木工事標準工事日数を使用	○	○		
大川村	◎	○		3,000万円以上の工事について総合評価方式を適用	◎	○		繰越制度の活用により端境期対策を実施	△	△		当該年度に実施する予定が無い。 【現在の実施状況】紙による閲覧	◎	○		県の土木工事標準工事日数を使用	◎	○		
いの町	◎	○		3,000万円以上の工事(土木一式、とび・土工・コンクリート)について総合評価方式を適用	◎	○			◎	○		【現在の実施状況】HP上で公表	◎	○		県に準ずる。	◎	○		
仁淀川町	-	×		当該年度に実施する予定はないが検討したい。	◎	○		年度当初からの予算執行の徹底	◎	○		【現在の実施状況】HP上で公表	◎	○		県の土木工事標準工事日数を使用	◎	○		
中土佐町	-	×			△	△			◎	○		【現在の実施状況】HP上で公表	◎	○		県の土木工事標準工事日数を使用	-	×		当該年度に実施する予定が無い
佐川町	-	-		当該年度に実施する予定が無い	-	-		当該年度に実施する予定が無い	◎	○		【現在の実施状況】ホームページによる閲覧	◎	○		県の土木工事標準工事日数を使用	-	-		当該年度に実施する予定が無い
越知町	◎	○		3,000万円以上の工事について総合評価方式を適用	◎	○		繰越制度の活用により、端境期対策を実施	◎	○		【現在の実施状況】町HP上で公表 紙による閲覧も可能	◎	○		県の土木工事標準工事日数を使用	◎	○		
梶原町	◎	○		3,000万円以上の工事についてはすべて総合評価方式を適用	◎	○		早期発注及び繰越(翌債)制度の積極的活用	△	△		【現在の実施状況】紙による閲覧	◎	○		県の土木工事標準工事日数を使用	-	-		当該年度に実施する予定が無い
日高村	-	○		R2.6.19施行。総合評価方式を導入(土木一式行為3,000万円以上)。	◎	○			◎	○		【現在の実施状況】HP上で公表	◎	○		・県の土木工事標準工事日数を使用 ・着手までの余裕期間については、今後、基準が出れば対応していく予定。	◎	○		

機関名	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用				発注や施工時期の平準化												受注者との情報共有、協議の迅速化			
	適切な入札契約方式の選択 ※選択肢として総合評価方式の制度化を検討				各発注者の実情に見合った端境期対策 〔「年度当初からの予算執行の徹底」又は、「債務負担行為の積極的な活用」又は、「繰越制度の活用」〕				地区単位での発注見通しの公表 (ホームページでの公表)				工事着手までの余裕期間の設定又は週休2日の確保等による不稼働日数等を踏まえた適切な工期の設定				ワンデーレスポンス・三者会議の実施			
	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)	R2年度 目標	実施 状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考 (補足説明等)
津野町	◎	○		2,500万円以上の 工事について、総 合評価方式を適用	◎	○		繰越(翌債)制度等の活用により 端境期対策を実施	△	△		【現在の実施状況】 紙による閲覧	◎	○		県の土木工事標準工事 日数を使用	○	○		ワンデーレスポ ンスを心掛ける。三 者会議については、必要に応じ実施 する。
四万十町	◎	○		予定価格2,500万 円以上の工事の中 から選択して総合 評価方式を実施	◎	○			◎	○		【現在の実施状況】 HP上で公表	◎	○		県の土木工事標準工事 日数を使用	◎	○		
大月町	—	×		当該年度に実施す る予定が無い	◎	○		繰越(翌債)制度等 の活用により端境期 対策を実施	◎	○		【現在の実施状況】 HP上で公表	◎	○		県の土木工事標準工事 日数を使用	◎	○		ワンデーレスポ ンスを心掛ける。必 要な場合に限り、 三者会議を実施す る。
三原村	—	×		当該年度に実施す る予定が無い	△	○		年度当初からの予算 執行の徹底	◎	○		【現在の実施状況】 HP上で公表	◎	○		県の土木工事標準工事 日数を使用	—	×		当該年度に実施す る予定が無い
黒潮町	◎	×		当該年度に実施す る予定が無い	◎	○		繰越(翌債)制度等 の活用により端境期 対策を実施	△	△		当該年度に実施する予 定が無い。 【現在の実施状況】 紙による閲覧	◎	○		標準工期に基づき、各 工事担当により定め た工期を採用してい る。(GW・お盆・年末年始 は、必要に応じ余裕期 間を設定)	◎	○		ワンデーレスポ ンスを心掛ける。必 要な場合に限り、 三者会議を実施す る。

## 全国統一指標

- : 国関係
- : 徳島県
- : 香川県
- : 愛媛県
- : 高知県

発注関係事務に関する全国統一指標

令和2年11月末時点

項目	適正な予定価格の設定(令和2年度)				適切な設計変更				施工時期等の平準化			
	最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)		単価の更新頻度		改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況(令和2年度)		設計変更の実施工事率(令和元年度)		平準化率(令和元年度)			
	指標分類	備考(補足説明等)	指標分類	備考(補足説明等)	指標分類	備考(補足説明等)	指標分類	備考(補足説明等)	稼働件数		稼働金額	
指標等	a:最新 <sup>※1</sup> の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外 <sup>※2</sup> の場合の要領 <sup>※3</sup> を整備し活用 b:最新 <sup>※1</sup> の積算基準を適用しているが、基準範囲外 <sup>※2</sup> の場合の要領 <sup>※3</sup> は整備していない c:その他	-	a:最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当) b:3ヶ月以内 c:6ヶ月以内 d:12ヶ月以内 e:それ以上	-	a:ガイドラインを策定・活用 <sup>※1</sup> し、これに基づき設計変更を実施 b:設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c:設計変更を実施していない	-	a:75%以上 b:50%以上～75%未満 c:25%以上～50%未満 d:0%以上～25%未満 e:設計変更を行っていない	コリズデータ使用 独自データ使用	a:0.9以上 b:0.8以上～0.9未満 c:0.7以上～0.8未満 d:0.6以上～0.7未満 e:0.6未満	コリズデータ使用 独自データ使用	a:0.9以上 b:0.8以上～0.9未満 c:0.7以上～0.8未満 d:0.6以上～0.7未満 e:0.6未満	コリズデータ使用 独自データ使用
1 四国地方整備局	a		a		a		a	コリズデータ使用	b	コリズデータ使用	b	コリズデータ使用
2 中国四国農政局	a		a		a		-		e	コリズデータ使用	e	コリズデータ使用
3 四国森林管理局	a		c		a		a	コリズデータ使用	b	コリズデータ使用	a	コリズデータ使用
4 四国運輸局 オブ	a		a		b		-		-		-	
5 中国四国管区警察局四国警察支	b		a		b		-		-		-	
6 第五管区海上保安本部 オブ	a		a		b		-		d	コリズデータ使用	d	コリズデータ使用
7 中国四国地方環境事務所	a		b		b		a	独自データ使用	a	コリズデータ使用	e	コリズデータ使用
8 四国財務局	a		a	コンクリート、鋼材のみ	b		b	コリズデータ使用	e	コリズデータ使用	e	コリズデータ使用
9 高松国税局	b		a		b		-		-		-	
10 高松高等裁判所	b		b		b		b	コリズデータ使用	e	コリズデータ使用	e	コリズデータ使用
11 西日本高速道路(株) 四国支社	a		a		a		a	コリズデータ使用	a	コリズデータ使用	a	コリズデータ使用
12 本州四国連絡高速道路(株)	a		a		a		-		c	コリズデータ使用	c	コリズデータ使用
13 (独)水資源機構 吉野川本部 オブ	a		a		a		a	コリズデータ使用	a	コリズデータ使用	a	コリズデータ使用
1 徳島県	a		a		a		a	コリズデータ使用	c	コリズデータ使用	d	コリズデータ使用
2 徳島市	a		a		a		a	コリズデータ使用	c	コリズデータ使用	c	コリズデータ使用
3 鳴門市	a		a		a		a	コリズデータ使用	e	コリズデータ使用	c	コリズデータ使用
4 小松島市	a		a		a		a	コリズデータ使用	e	コリズデータ使用	e	コリズデータ使用
5 阿南市	a		a		a		b	コリズデータ使用	d	コリズデータ使用	c	コリズデータ使用
6 吉野川市	a		a		a		a	コリズデータ使用	d	コリズデータ使用	b	コリズデータ使用
7 阿波市	a		a		a		a	コリズデータ使用	d	コリズデータ使用	c	コリズデータ使用
8 美馬市	a		a		a		a	コリズデータ使用	c	コリズデータ使用	b	コリズデータ使用
9 三好市	a		a		a		a	コリズデータ使用	a	コリズデータ使用	b	コリズデータ使用
10 勝浦町	a		a		a		c	コリズデータ使用	e	コリズデータ使用	e	コリズデータ使用
11 上勝町	a		a		a		b	コリズデータ使用	e	コリズデータ使用	d	コリズデータ使用
12 佐那河内村	a		a		a		a	コリズデータ使用	a	コリズデータ使用	a	コリズデータ使用
13 石井町	a		a		a		b	コリズデータ使用	b	コリズデータ使用	d	コリズデータ使用
14 神山町	a		a		a		a	コリズデータ使用	a	コリズデータ使用	b	コリズデータ使用
15 那賀町	a		a		a		a	コリズデータ使用	a	コリズデータ使用	b	コリズデータ使用
16 牟岐町	a		a		a		b	コリズデータ使用	e	コリズデータ使用	e	コリズデータ使用
17 美波町	a		a		a		b	コリズデータ使用	a	コリズデータ使用	a	コリズデータ使用
18 海陽町	a		a		a		a	コリズデータ使用	a	コリズデータ使用	e	コリズデータ使用
19 松茂町	a		a		a		b	コリズデータ使用	e	コリズデータ使用	e	コリズデータ使用
20 北島町	a		a		a		b	コリズデータ使用	e	コリズデータ使用	e	コリズデータ使用
21 藍住町	a		a		a		c	コリズデータ使用	d	コリズデータ使用	a	コリズデータ使用
22 坂野町	a		a		a		b	コリズデータ使用	c	コリズデータ使用	d	コリズデータ使用
23 上板町	a		a		a		b	コリズデータ使用	e	コリズデータ使用	e	コリズデータ使用
24 つるぎ町	a		a		a		b	コリズデータ使用	e	コリズデータ使用	e	コリズデータ使用
25 東みよし町	a		a		a		b	コリズデータ使用	a	コリズデータ使用	a	コリズデータ使用

項目	適正な予定価格の設定(令和2年度)				適切な設計変更				施工時期等の平準化			
	最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)		単価の更新頻度		改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況(令和2年度)		設計変更の実施工事率(令和元年度)		平準化率(令和元年度)			
	指標分類	備考(補足説明等)	指標分類	備考(補足説明等)	指標分類	備考(補足説明等)	指標分類	備考(補足説明等)	稼働件数		稼働金額	
指標等	a:最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外 <sup>※1</sup> の場合の要領 <sup>※2</sup> を整備し活用 b:最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外 <sup>※1</sup> の場合の要領 <sup>※2</sup> は整備していない c:その他	-	a:最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当) b:3ヶ月以内 c:6ヶ月以内 d:12ヶ月以内 e:それ以上	-	a:ガイドラインを策定・活用 <sup>※1</sup> し、これに基づき設計変更を実施 b:設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c:設計変更を実施していない	-	a:75%以上 b:50%以上～75%未満 c:25%以上～50%未満 d:0%以上～25%未満 e:設計変更を行っていない	コリスデータ使用 独自データ使用	a:0.9以上 b:0.8以上～0.9未満 c:0.7以上～0.8未満 d:0.6以上～0.7未満 e:0.6未満	コリスデータ使用 独自データ使用	a:0.9以上 b:0.8以上～0.9未満 c:0.7以上～0.8未満 d:0.6以上～0.7未満 e:0.6未満	コリスデータ使用 独自データ使用
1 香川県	a	要領有:積算の手引き	a		a		a	コリスデータ使用	a	独自データ使用	b	コリスデータ使用
2 高松市	a	要領有:積算の手引き	a		a		a	コリスデータ使用	d	コリスデータ使用	c	コリスデータ使用
3 丸亀市	a	要領有:積算の手引き	a		b		b	コリスデータ使用	c	コリスデータ使用	b	コリスデータ使用
4 坂出市	a	要領有:積算の手引き	a		a		b	コリスデータ使用	a	コリスデータ使用	a	コリスデータ使用
5 普通寺市	a	要領有:積算の手引き	a		a		b	コリスデータ使用	d	コリスデータ使用	d	コリスデータ使用
6 観音寺市	a	要領有:積算の手引き	a		a		b	コリスデータ使用	d	コリスデータ使用	d	コリスデータ使用
7 さぬき市	a	要領有:積算の手引き	a		b		a	コリスデータ使用	d	コリスデータ使用	e	コリスデータ使用
8 東かがわ市	a	要領有:積算の手引き	a		a		a	独自算定:56/63件 89% 未算定の7件について、現場での変更が無かったためであり、実質の変更率は100%となる	c	コリスデータ使用	a	コリスデータ使用
9 三豊市	a	要領有:積算の手引き	a		b		b	コリスデータ使用	e	コリスデータ使用	e	コリスデータ使用
10 土庄町	a	要領有:積算の手引き	a		b		b	コリスデータ使用	d	コリスデータ使用	c	コリスデータ使用
11 小豆島町	a	要領有:積算の手引き	a		b		b	コリスデータ使用	e	コリスデータ使用	e	コリスデータ使用
12 三木町	a	要領有:積算の手引き	a		b		a	コリスデータ使用	c	コリスデータ使用	c	コリスデータ使用
13 直島町	a	要領有:積算の手引き	a		b	条件に変更があった場合は、変更内容に基づき、変更を行っている。	a	コリスデータ使用	e	コリスデータ使用	c	コリスデータ使用
14 宇多津町	a	要領有:積算の手引き	a		b		b	コリスデータ使用	d	コリスデータ使用	e	コリスデータ使用
15 綾川町	a	要領有:積算の手引き	a		b	必要に応じて工期等の見直しを行っている。	b	コリスデータ使用	d	コリスデータ使用	a	コリスデータ使用
16 琴平町	a	要領有:積算の手引き	a		b		b	コリスデータ使用	e	コリスデータ使用	a	コリスデータ使用
17 多度津町	a	要領有:積算の手引き	a		b		a	独自算定:21件/27件	e	コリスデータ使用	e	コリスデータ使用
18 まんのう町	a	要領有:積算の手引き	a		b		b	コリスデータ使用	d	コリスデータ使用	d	コリスデータ使用
1 愛媛県	a	要領有:歩掛の決定方法について運用を定めている	b		a		a	コリスデータ使用	c	コリスデータ使用	c	コリスデータ使用
2 松山市	a	要領有:歩掛の決定方法について運用を定めている	b		a		a	コリスデータ使用	b	コリスデータ使用	c	コリスデータ使用
3 今治市	a	愛媛県の運用に準じている	b		a		b	コリスデータ使用	c	コリスデータ使用	c	コリスデータ使用
4 宇和島市	a	愛媛県の運用に準じている	b		a		b	コリスデータ使用	d	コリスデータ使用	e	コリスデータ使用
5 八幡浜市	a	愛媛県の運用に準じている	b		b		a	コリスデータ使用	a	コリスデータ使用	b	コリスデータ使用
6 新居浜市	a	愛媛県の運用に準じている	b		a		b	コリスデータ使用	d	コリスデータ使用	d	コリスデータ使用
7 西条市	b		b		a		b	コリスデータ使用	e	コリスデータ使用	d	コリスデータ使用
8 大洲市	a	愛媛県の運用に準じている	b		a		a	コリスデータ使用	b	コリスデータ使用	c	コリスデータ使用
9 伊予市	a	愛媛県の運用に準じている	b		a		a	コリスデータ使用	c	コリスデータ使用	a	コリスデータ使用
10 四国中央市	b	最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領は整備していない。	b		a		b	コリスデータ使用	c	コリスデータ使用	a	コリスデータ使用
11 西予市	a	愛媛県の運用に準じている	b		b	設計変更ガイドラインの策定に向けて関係部局と協議中	a	コリスデータ使用	b	コリスデータ使用	d	コリスデータ使用
12 東温市	a	愛媛県の運用に準じている	b		a		b	コリスデータ使用	b	コリスデータ使用	a	コリスデータ使用
13 上島町	a	愛媛県の運用に準じている	b		a		b	コリスデータ使用	c	コリスデータ使用	d	コリスデータ使用
14 久万高原町	a	最新の積算基準を適用。基準範囲外の場合の要領は整備していないが、愛媛県の運用に準じている。	b		b		b	コリスデータ使用	c	コリスデータ使用	e	コリスデータ使用
15 松前町	b	愛媛県の運用に準じているが、基準範囲外の場合の要領は整備していない。	b		b		b	コリスデータ使用	e	コリスデータ使用	a	コリスデータ使用
16 砥部町	a	最新の積算基準を適用。基準範囲外の場合の要領は整備していないが、愛媛県の運用に準じている。	b	生コン等の単価は1、4、7、10月から直近の単価を適用	b		a	コリスデータ使用	b	コリスデータ使用	a	コリスデータ使用
17 内子町	b		b		b		a	コリスデータ使用	b	コリスデータ使用	e	コリスデータ使用
18 伊方町	a		b		b		b	コリスデータ使用	e	コリスデータ使用	e	コリスデータ使用
19 松野町	b		b	生コン・A4は3ヶ月 鋼材・燃料油は1ヶ月 ※県土木部提供の「実施設計単価表」(非活用)	b		a	コリスデータ使用	b	コリスデータ使用	b	コリスデータ使用
20 鬼北町	b		b		b		a	コリスデータ使用	a	コリスデータ使用	a	コリスデータ使用
21 愛南町	a	愛媛県の運用に準じている	b		a		a	コリスデータ使用	c	コリスデータ使用	b	コリスデータ使用

発注関係事務に関する全国統一指標

令和2年11月末時点

項目	適正な予定価格の設定(令和2年度)				適切な設計変更				施工時期等の平準化						
	最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)		単価の更新頻度		改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況(令和2年度)		設計変更の実施工事率(令和元年度)		平準化率(令和元年度)						
	指標分類	備考(補足説明等)	指標分類	備考(補足説明等)	指標分類	備考(補足説明等)	指標分類	備考(補足説明等)	稼働件数		稼働金額				
指標等	a:最新 <sup>※1</sup> の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外 <sup>※2</sup> の場合の要領 <sup>※3</sup> を整備し活用 b:最新 <sup>※1</sup> の積算基準を適用しているが、基準範囲外 <sup>※2</sup> の場合の要領 <sup>※3</sup> を整備していない c:その他	—	a:最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当) b:3ヶ月以内 c:6ヶ月以内 d:12ヶ月以内 e:それ以上	—	a:ガイドラインを策定・活用 <sup>※1</sup> し、これに基づき設計変更を実施 b:設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c:設計変更を実施していない	—	a:75%以上 b:50%以上～75%未満 c:25%以上～50%未満 d:0%以上～25%未満 e:設計変更を行っていない	—	コリスデータ使用 独自データ使用	a:0.9以上 b:0.8以上～0.9未満 c:0.7以上～0.8未満 d:0.6以上～0.7未満 e:0.6未満	—	コリスデータ使用 独自データ使用	a:0.9以上 b:0.8以上～0.9未満 c:0.7以上～0.8未満 d:0.6以上～0.7未満 e:0.6未満	—	コリスデータ使用 独自データ使用
1 高知県	a		b	鋼材、燃料等の価格変動があるものは毎月更新	a		a		コリスデータ使用	c		コリスデータ使用	c		コリスデータ使用
2 高知市	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		c		コリスデータ使用	d		コリスデータ使用	b		コリスデータ使用
3 室戸市	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		c		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用
4 安芸市	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		d		コリスデータ使用	d		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用
5 南国市	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		c		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用
6 土佐市	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		b		コリスデータ使用	b		コリスデータ使用	a		コリスデータ使用
7 須崎市	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		b		コリスデータ使用	d		コリスデータ使用	a		コリスデータ使用
8 宿毛市	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		c		コリスデータ使用	b		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用
9 土佐清水市	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		b		コリスデータ使用	a		コリスデータ使用	a		コリスデータ使用
10 四万十市	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		b		コリスデータ使用	d		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用
11 香南市	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		b		コリスデータ使用	b		コリスデータ使用	a		コリスデータ使用
12 香美市	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		c		コリスデータ使用	b		コリスデータ使用	b		コリスデータ使用
13 東洋町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		b		コリスデータ使用	a		コリスデータ使用	c		コリスデータ使用
14 奈半利町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		b		コリスデータ使用	b		コリスデータ使用	c		コリスデータ使用
15 田野町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		a		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用
16 安田町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		e		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用	c		コリスデータ使用
17 北川村	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		d		コリスデータ使用	d		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用
18 馬路村	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		b		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用
19 芸西村	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		b		コリスデータ使用	d		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用
20 本山町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		a		コリスデータ使用	a		コリスデータ使用	a		コリスデータ使用
21 大豊町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		c		コリスデータ使用	b		コリスデータ使用	c		コリスデータ使用
22 土佐町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		c		コリスデータ使用	a		コリスデータ使用	b		コリスデータ使用
23 大川村	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		c		コリスデータ使用	a		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用
24 いの町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		b		コリスデータ使用	b		コリスデータ使用	b		コリスデータ使用
25 仁淀川町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		b		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用
26 中土佐町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		c		コリスデータ使用	b		コリスデータ使用	d		コリスデータ使用
27 佐川町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		c		コリスデータ使用	d		コリスデータ使用	c		コリスデータ使用
28 越知町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		b		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用	c		コリスデータ使用
29 橋原町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		a		コリスデータ使用	c		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用
30 日高村	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		a		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用
31 津野町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		a		コリスデータ使用	d		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用
32 四万十町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		d		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用
33 大月町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		e		コリスデータ使用	c		コリスデータ使用	d		コリスデータ使用
34 三原村	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		c		コリスデータ使用	c		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用
35 黒潮町	a	県に準ずる	b	県に準ずる	b		c		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用	e		コリスデータ使用

※1)最新とは、1年以内(営繕の場合は2年)に積算基準が更新されている。

※2)基準範囲外とは、小規模施工等、見積等により積算を要する要領を整備して運用がされている。

※3)要領とは、基準以外に一定のルールを定めている場合を含む。各機関独自の要領は無いが、他機関の要領を適用していてもよい。

※対象とする主要資材はコンクリート、As合材、鋼材、燃料油とする。

※1)ガイドライン策定、活用とは、各機関で独自にガイドラインを整備し、発注者等に公表している場合をいう。

※設計変更を行った工事の比率